

平成23年12月第5回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成23年12月21日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 湯 淺 祐 徳
- 22番 鯨 井 眞佐子

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- | | | | |
|---|-----|---|---------|
| 市 | | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市 | 長 | 高 橋 一 夫 |
| 教 | 育 | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 | 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 | 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

+

市民部参事(事) 国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	醍 醐 文 一
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事) 総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 査	廣 森 孝 江
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 査 補	須 賀 澤 勲

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程 (第6号)

平成23年12月21日(水) 午前10時開議

- 日程第1 閉会中の継続審査の件
議案第7号から議案第14号
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第2 議案第2号から議案第12号
請願第23-4号
委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

決算審査特別委員長及び各常任委員長から、付託事件の審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、閉会中の継続審査事件でありました、議案第7号から議案第14号を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

林修三決算審査特別委員会委員長。

○林 修三君

それでは、おはようございます。ただいまから少しお時間を借りましてご報告を申し上げます。

決算審査特別委員会に付託されました、平成22年度八街市一般会計、各特別会計歳入歳出及び水道事業会計の決算の認定について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本特別委員会は、先の平成23年9月第4回定例会において設置され、同時に各会計決算の認定について付託されました。

また、審査の都合により、閉会中の継続審査の議決を得て、去る10月25日、26日、27日の3日間にわたり、市長、副市長、教育長及び各関係部課長等の出席を求め、開催いたしました。

それでは、各決算ごとの審査結果を要約して、主なものをご報告申し上げます。

議案第7号は、平成22年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額193億4千592万8千255円、歳出決算額186億3千74万4千358円で、歳入歳出差引額7億1千518万3千897円のうち、4億4千万円を一般会計財政調整基金に積み立て、1億1千394万897円を平成23年度へ繰り越すものです。」

審査の方法は歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査しました。

審査の過程において委員から、まず、歳入では、「ゴルフ場利用税の推移を伺う。」という質疑に対して、「平成21年度は1千192万8千490円、平成22年度は1千469万6千800円で、276万7千590円の増となります。」という答弁がありました。

次に、「ここ10年来では、地方交付税が本市としては大きい金額が交付されたが、この推移と今後の展開を伺う。」という質疑に対して、「平成22年度では、普通交付税、特別交付税合わせて37億2千69万4千円ほどで、平成21年度は31億9千566万8千円となり、22年度は5億2千502万6千円、16.4パーセントの伸びとなります。これ

にあわせて、普通交付税の不足分として発行が認められている臨時財政対策債も平成21年度発行額に比べて、平成22年度は4億6千190万円の増となります。現状の景気低迷等を考えると、次年度に関しても、このような大きな数字で推移していくと考えています。」という答弁がありました。

次に、「市税の収入未済額が20億4千500万円で、不納欠損額が約1億5千万円ありますが、自動的に5年過ぎたものは時効になるのか。」という質疑に対して、「税については5年時効ですが、差し押さえ等により、時効の中断をかけた場合は、5年を越えて滞納繰越をし、徴収することができます。」という答弁がありました。

次に、「市税の不納欠損額1億5千429万8千円は、何件分か伺う。」という質疑に対して、「9千197件です。」という答弁がありました。

次に、「行財政改革プランの中では、34億円の財源不足になると試算しており、今後さまざまな手法を用いて徴収強化を図ると思いますが、その内容を伺う。」という質疑に対して、「市民の方々に、納税の大切さを知っていただくために、広報紙等を活用、啓発ポスターを各公共施設、主だった店舗等に貼り出したり、市関連事業でのPRにも努めます。また、毎月最終日曜日の開庁、火曜日の夜間窓口開設等による納税相談、納付機会の拡充に努め、コンビニ収納、口座振替の促進等も図っています。さらには、悪質滞納者には捜索を実施し、自動車あるいは軽自動車、オートバイ等を差し押さえて、インターネット公売にかけ、これを換価するという徴収強化も図っています。現年度分の集中滞納整理の強化として、毎年出納閉鎖前の4月から5月にかけて全庁的に職員の応援を得て、滞納者を臨戸訪問し、徴収を行っています。今後も、滞納者の財産の調査、あるいは給与所得のある場合は、給与照会、給与調査を実施し、しかるべく滞納処分の強化を図りながら徴収に努めてまいりたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「生活保護費返還金の内容を伺う。」という質疑に対して、「大きく2つあります。1つは被保護者が急迫し、急いでいる場合等に資力があるにも関わらず、保護を受けたときに返還しなければならないケース。もう一つは不実、不正により保護を受けて返還しなければならないケース。この2つが多くあります。」という答弁がありました。

次に、「市有地の積極的な活用により、収入を図るべきではないか。特に八街駅前の公共核施設用地の有効利用はどのように考えているのか。」という質疑に対して、「関係課や周辺の商店街の関係の方などのご意見をいただきながら検討しているところです。ただし、目的を持って購入している土地ですので、それをもって、すぐに収入につなげる等の取り扱いについては非常に難しい点もあるので、その辺も含めて検討し、有効活用を図ります。」という答弁がありました。

次に、歳出1款議会費では、「図書費が少な過ぎると考えるが、いかがか。」という質疑に対して、「今後、他市の状況等を調査したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、歳出2款総務費では、「交通安全対策費では、執行率が76パーセントと低かった理由を伺う。」という質疑に対して、「カーブミラーの設置工事費の減少で、要望に対して

の設置の減少が主なものになります。設置要望に対しての設置率は高いですが、設置できない理由として民地の承諾が得られないことが主な理由です。」という答弁がありました。

次に、「電算管理費のソフトウェア保守業務の適正な価格は、どのように判断をしているのか。」という質疑に対して、「現在の契約は、ハードウェア等のリース先の業者に保守業務をお願いしています。次期総合行政情報システムでは、保守業務をリース料の中に含める形での対応を考え、作業を進めています。」という答弁がありました。

次に、「職員研修費では、メンタルヘルス研修等が実施されていますが、短期休養、中期、そして長期休養の職員は何人いるのか。」という質疑に対して、「現在、休職も含めて療養休暇を取得している職員は、21名で1カ月以上継続の取得となっています。また、1年、2年の長期にわたる者も、5、6人います。」という答弁がありました。

次に、「財政管理費、庁舎建設基金積立金の現在の累積を伺う。」という質疑に対して、「平成22年度末現在では、7億9千133万7千4円です。」という答弁がありました。

次に、「ふれあいバスの運行は、年間どのくらいの赤字部分があるのか。」という質疑に対して、「運行経費から運行収入の運賃を引いた分が運行会社のマイナスになるので、その分を補助として、22年度分は4千350万2千円支出しています。」という答弁がありました。

次に、「賦課徴収費の税徴収事務では、コンビニ収納状況を伺う。」という質疑に対して、「コンビニ収納の利用の件数ベースの利用率が市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税を含めて22.95パーセントです。これを金額ベースで表すと、15.66パーセントです。平成21年度と比較しますと、件数ベースで約3.3ポイント、金額ベースで、約2.6ポイント増えています。」という答弁がありました。

次に、「住民生活に光をそそぐ交付金による弱者支援基金に、1千万円ほど積み立てていますが、歳入では国庫支出金を受けています。これは使わずに積み立てたのですか。」という質疑に対して、「国庫支出金の一部を基金に積み立てました。」という答弁がありました。

次に、「応援寄附金によるまちづくり基金積立金、21万4千38円の目的、内訳を伺う。」という質疑に対して、「落花生のまち八街応援寄附金の趣旨に賛同し、お預かりした寄附金3件と、その預金利子を基金として積み立てました。」という答弁がありました。

次に、「広報費では、広報紙発行回数を増やす考えはないのか。また、八街市のPRのために何か考えはないのか。」という質疑に対して、「広報紙の発行は、平成22年度までは毎月1回1日発行の12回発行で行ってきましたが、今年度からは毎月1日、15日に発行して、年間24回の発行としています。また、市のPR、活性化に向けたいろいろな広報活動としては、基幹産業が農業ということもあるので、現在、農政課、商工課等において、落花生のPR活動等を年々活発にしているところです。」という答弁がありました。

次に、「市税徴収事務費では、市税等収納補助員227万円の報酬で、人数も含めて、これで足りるのか。」という質疑に対して、「収納補助員は、2名雇用し収納にあたっています。2人で報酬227万9千950円の支出ですが、収納した額が平成22年度、3千87

6万7千600円になるので、投資効果で考えると大きな効果が出ています。」という答弁がありました。

次に、「市長交際費の175万円、これは、近隣よりもかなり高くなっています。当市より約倍の人口がいる佐倉市長の交際費は95万6千円。同規模団体の東金市長交際費92万円です。見直しが必要ではないか。」という質疑に対して、「平成17年度と比較すると、年々見直しを行い、予算額で約80万円減額しています。近隣市町村を見ると、支出額は高いところもあり、安く抑えられているところもあります。市長が市民といろいろ関わりながら市政運営をしていく中で、自治体によって関わり方が違う面もあるので、一律に額だけで比較できないと考えていますが、適正執行には努めていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「訟務関係費の訴訟代理追行費用の内容を伺う。」という質疑に対して、「市道の管理にあたり、訴訟が提起をされたので、顧問弁護士に、訴訟の代理をお願いするものです。」という答弁がありました。

次に、「千葉県JR複線化等促進期成同盟負担金では、今後の総武本線複線化の見通しを伺う。」という質疑に対して、「機会あるごとに要望等していますが、乗客数の減少があり、JRの方からは、なかなか難しいと回答をいただいています。」という答弁がありました。

次に、「市民参加協働事業では、どういう方向性が打ち出されたのか。」という質疑に対して、「平成22年度から新たに取り組んだ事業で、市民への講演会、あるいは職員の研究会の立ち上げ等を行い、この協働ということに対する認識、周知を図りました。」という答弁がありました。

次に、「戸籍住民基本台帳事務費では、山田台の利用状況を以前の南部連絡所との比較で伺う。」という質疑に対して、「平成22年度の年間利用状況は、山田台が延べ人数453人。平成21年度の南部連絡所では、848人の利用者でした。」という答弁がありました。

次に、歳出3款民生費について、「保育所運営委託事業の私立風の村保育園運営委託料の内容を伺う。」という質疑に対して、「月平均、入所児童数63人の委託料になります。市で保育料を受領し、運営費として支払っています。」という答弁がありました。

次に、「生活保護費では、受給資格適正のため、受給者の確認はどのくらいのペースで実施しているのか伺う。」という質疑に対して、「訪問調査は5ランクに分けて、特に稼働能力のある方には、月1回以上の訪問調査を行うよう努力しています。」という答弁がありました。

次に、「子ども手当システム改善業務は、国の動きを見ると、子ども手当はなくなり、児童手当に戻るような話もありますが、このシステムは使えるのか伺う。」という質疑に対して、「今後、新たなものになる場合は改修が必要になると思います。」という答弁がありました。

次に、「幼児ことばの相談室運営では171件、延べ1千165人の利用とのことですが、どのような内容が多いのか伺う。」という質疑に対して、「主なものは、言語の発達の遅れ、

発音の問題、聴覚の問題及び脳性まひによる行動など、いろいろな分野に分かれております。その経過については、指導、訓練、経過観察、また、遊びの教室などで見極めていきながら、心理相談員、小児科神経医などの相談等に対応しています。」という答弁がありました。

次に、「重度心身障害者医療費では、何人対象がいますか。」という質疑に対して、「身体障がい者の1、2級。また、療育手帳のA関係所持の者に支給しているもので、平成22年度の対象者は1千174人、給付延べ人数ですと6千576人でした。」という答弁がありました。

次に、「ひとり親家庭等医療費の件数を伺う。」という質疑に対して、「受給資格者は、母親だけの家庭が737名、父親だけの家庭が39名、養育者の方が6名です。」という答弁がありました。

次に、「民生委員関係費では、民生委員の中立、守秘義務などの質的向上をどのように図っているのか。」という質疑に対して、「民生委員の守秘義務は、民生委員法の中に定められています。民生委員協議会の運営委員会で、その内容を取り上げて、次回の民生委員協議会全体の会議の中でも改めて、その守秘義務の徹底について教育したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「強度行動障害加算事業補助金の内容を伺う。」という質疑に対して、「生活環境に関する極めて特異な不適応行動をしばしば行い、日常生活に困難を生じている、いわゆる強度行動障害を示す者を処遇する施設に対して補助を行うものです。その強度行動障がい者の受け皿自体が少ないということもあり、また、手間もかかります。その処遇の向上を図るため、県と市で2分の1ずつで補助しているものです。八街市では、1名の方が千葉市の施設の方に入所しています。」という答弁がありました。

次に「地域生活支援事業の精神障害者地域生活支援センター業務について、市内の精神保健福祉手帳保持者は何人か伺う。」という質疑に対して、「平成22年度末で304名です。前年度末から44名の増です。」という答弁がありました。

次に、「福祉作業所管理運営は、今後、どのようになるのか伺う。」という質疑に対して、「指定管理者制度を導入し、現行法の障害者施設に移行します。主に精神の方の就労支援B型を進めていく予定です。」という答弁がありました。

次に、「国民健康保険特別会計繰出金では、国保税の負担を減らすために、一般会計からの繰出金を増やす必要があるのではないか。」という質疑に対して、「現状の一般会計では国保会計への繰り入れをする余裕がないので無理と考えています。近年は財政安定化のために、赤字分を補てんするための繰り入れだけを行っているところです。」という答弁がありました。

次に、「家庭児童相談では、平成21年度、平成22年度の相談件数、また、虐待相談件数を伺う。」という質疑に対して、「平成21年度が延べ941件、平成22年度が延べ853件、新たに受けた虐待相談は、平成21年度が57件、平成22年度が44件です。」という答弁がありました。

次に、「児童クラブ管理運営では、平成22年4月には、各児童クラブに待機者がいましたが、どのように対応していくのか伺う。」という質疑に対して、「小学校1年生から3年生に優先的に入所していただき、余裕がある場合は高学年も受け入れている状況です。待機児童の多い朝陽児童クラブは、旧教職員住宅を児童クラブとして借用することについて協議が整いましたので、来年度、増設するべく予算計上を検討しているところです。」という答弁がありました。

次に、「生活保護総務費では、就労相談、就労支援業務の充実、また、緊急特別措置事業、住宅手当などが充実して就労につながっています。今後この施策は、どのようになるのか伺う。」という質疑に対して、「就労支援業務、住宅手当などの制度は、基本的には国のセーフティネット事業に関連した事業として、県の方で基金を設けての事業でもあり、基本的には国の制度を受けての内容です。まだ、来年の動向については把握していませんが、就労支援に関する業務は引き継がれていくと考えています。」という答弁がありました。

次に、歳出4款衛生費について、「保健活動諸費の骨密度測定委託料の内容を伺う。」という質疑に対して、「骨密度測定は健康まつりの際に測定コーナーを設けて、最大300人まで測定ができます。そのほかに、年2回国保連合会から無償で借りて、市の健康相談室のときに活用しています。」という答弁がありました。

次に、「ごみ集積所管理システム作成事業の内容を伺う。」という質疑に対して、「ごみ集積場所と利用者等を臨時職員により調査します。10月現在で1千523カ所の集積箇所をパソコンの図面上に添付してあり、さらに詳細に集積場所の管理をしようとするものです。」という答弁がありました。

次に、「クリーンセンターの最終処分場はあと何年使用できるか伺う。」という質疑に対して、「8年から10年で埋まる見込みですので、新規に最終処分場を市内に建設するのか、あるいは民間に委託するのかという方針を1、2年の間には、市の方針を決定しなければならないと考えています。それにあたっては、いろいろな委員会等を立ち上げ、外部の意見も伺いながら決定していきたいと思えます。」という答弁がありました。

次に、「不法投棄監視対策では、不法投棄監視員として行政区の区長さん約20名に任命されていますが、区域はどのようになっているのか。また、通報件数、処理件数を伺う。」という質疑に対して、「不法投棄監視員は任期が2年です。監視区域は20地区に分かれていますので、1人の方が担当する区が、1つの場合や3つ、4つの区を担当する方もいます。区長と区長を歴任された方が、選出されています。通報件数は、21年度21件で、一般廃棄物の不法投棄でありました。22年度は16件で、産業廃棄物の不法投棄が3件、一般廃棄物の不法投棄が13件でした。処理については、一般廃棄物は、職員が処理しています。また、産業廃棄物は、県の方へ連絡して、簡単なものは市で、県に関わるものは、県が指導しています。」という答弁がありました。

次に、「水質対策事業費では、河川の水質検査結果を伺う。」という質疑に対して、「全部で3つの水系について、15地点を四半期ごとに年4回実施しています。作田川水系では

2カ所の検査で、昨年度同様の水質でありました。これについては、上流部において下水道の整備がされている効果があると考えています。高崎川水系では、6カ所で検査をしており、昨年と比較すると、若干の改善が見られますが、大きな変化はありませんでした。鹿島川水系では7カ所検査しており、各調査地点は、水質が昨年と同程度の状態でした。」という答弁がありました。

次に、「母子保健指導事業の1歳6カ月児健康診査と3歳児健康診査の受診率を伺う。」という質疑に対して、「1歳6カ月児健康診査が90.4パーセント、3歳児健康診査は83.2パーセントです。」という答弁がありました。

次に、「健康増進事業では、がん検診等の受診率を伺う。」という質疑に対して、「胃がん検診は18.3パーセント、前年比マイナス1.4パーセント。大腸がん検診は25.3パーセント、前年度比0.3パーセントの増。肺がん・結核健康診査は31.7パーセント、前年度比5.7パーセントの増。前立腺がん検診は、22年度からの実施で24.8パーセント。乳がん検診は38.7パーセント、前年度比1.2パーセントの増。子宮頸がん検診は、20.7パーセント、前年度比マイナス2.8パーセントとなりました。」という答弁がありました。

次に、「焼却炉維持修繕事業費は、22年度は9千400万円あまりで、前年度よりも2千万円ぐらい増えています。今後の推移を伺う。」という質疑に対して、「22年度は、焼却灰、焼却飛灰等の灰処理をしているコンベアー等がかなり傷んでいたもので、多額の費用がかかりました。今後、クリーンセンターとしては、5年で修繕するものを修繕するとかかなりの費用がかかるので、2年半とか途中で点検等をして、大きな修繕にならないように努力したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、歳出5款農林水産業費について、「農林業対策費で、砂ぼこり対策で樹木を植えている事業の内容を伺う。」という質疑に対して、「緑の羽根の募金の実績に応じた還元金と市の財源により、農地から道路などに土砂の流出を予防するために、緑化用樹木のサカキ、サザンカ、茶の木の3種類を民地に植えていただいている事業です。件数は9件、700本ぐらいです。」という答弁がありました。

次に、「耕作放棄地解消対策事業では、耕作放棄地はどのくらいあるのか伺う。」という質疑に対して、「耕作放棄地の面積は、全体で330ヘクタール、うち水田が100ヘクタール、畑が230ヘクタールです。」という答弁がありました。

次に、「近隣の市では後継者の育成事業で協議会を作って、新規就農者を入れたり、婚活事業など、いろいろ展開しています。この20万9千980円は基幹産業を農業とする本市としては農業後継者対策事業費が少なくないのか伺う。」という質疑に対して、「耕作放棄地を含めて、農業後継者、あるいは新規就農者対策として、現在、内部で来年度予算に新規事業として上げるよう、内容を検討しているところです。今後、時間をかけずに早いうちにこれらの事業を展開して、早い段階で新規事業を起こしたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「落花生種子更新事業は、新種、品種改良など新しい取り組みをするものなのか伺う。」という質疑に対して、「八街市の奨励品種として、千葉半立を育成していく事業です。」という答弁がありました。

次に、「農業委員会費では、平成22年度の農地法の申請状況を伺う。」という質疑に対して、「農地法第3条、20件。第4条、20件。第5条が97件です。」という答弁がありました。

次に、「園芸用廃プラスチック適正処理では、22年度は決算額が減りましたが、これで十分だったのか伺う。」という質疑に対して、「22年度は、廃プラスチックの数量が290.3トンで、21年度と比較すると15トンほど減っています。また、本年度は個人が廃プラスチック工場に直接搬入する場合も、その運賃を補助することを検討しています。」という答弁がありました。

次に、「畜産業振興、随分減ってきましたけれども、今、畜産農家はどのくらいあるのか。今後この畜産業は発展していく可能性があるのか伺う。」という質疑に対して、「23年度の数値になりますが、酪農が22件、養豚が9件、養鶏が7件、肉牛が5件となっております。難しい問題でして、現在減少傾向にあり、今後どういう施策をとっていくかは、検討したいと思います。」という答弁がありました。

次に、歳出6款商工費について、「シルバー人材センターについては、今後のあり方として、予算の確保、そしてできるだけ公共事業として発注してほしいと思うがいかがか。」という質疑に対して、「今後も、シルバー人材センターの事業費の補助は、同様の額を要望したいと考えています。公共工事に関しは、関係課にシルバー人材センターの活用を促していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「中小企業金融対策費では、かなり条件が厳しいのではないか。少しだけの資金繰りのためにお金を借りたいとき、なかなか借りられないという点の改善について伺う。」という質疑に対して、「申し込みや相談に来られた方へは、なるべく融資ができるように書類の整え方を教え、融資制度を活用していただけるようにしているところです。また、市の利子補給制度以外にも、セーフティネットや商工会議所の融資制度がありますので、そちらのご案内もしているところです。」という答弁がありました。

次に、「観光農業推進費では、八街をPRするには15万円では少なくないか。グリーンツーリズムなど、観光農業もこれからは重要な農業施策の柱になるのではないか伺う。」という質疑に対して、「限られた予算の中で、現在の観光農業を強化として、メンバーの方々と年間を通して、いろいろな行事を行っているところです。今後もこの事業を継続させて、八街市の観光農業の推進に努めたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、歳出7款土木費について、「国道409号道路整備促進期成同盟会の負担金では何を要望したのか伺う。」という質疑に対して、「期成同盟会に関係するのは、成田市から木更津市までの8市3町で、現在問題となっている交通混雑の解消、歩道整備などの要望です。その中に八街市の住野十字路と八街十字路の交通混雑の緩和を入れてあります。」という答

弁がありました。

次に、「調整池等維持管理業務では、千葉黎明高校脇の調整池は、泥が溜まっていて、水の貯水が十分できないのではないかと。大雨のときに、大関の方に流れていくようでは困るので、もう少し整備が必要ではないか伺う。」という質疑に対して、「機能としては特別に問題はないと考えています。草刈り等で、畑に種が飛んでしまったりというようなことで、ご迷惑をかけてはいけませんので、草刈り等は年に2回実施しています。また、毎月1回は清掃点検をしています。」という答弁がありました。

次に、「住宅耐震化促進事業の耐震診断費補助では、この対象戸数を伺う。」という質疑に対して、「対象戸数は、約2千300戸と把握しています。現在、ホームページ、広報、自治会への回覧等でPRしているところです。」という答弁がありました。

次に、「区画整理事業に伴う土地賃借料ではどこの場所を借りているか伺う。」という質疑に対して、「雨水流出抑制のために調整池として2カ所借りています。」という答弁がありました。

次に、「宅地造成地内公園緑地管理業務では、何カ所か伺う。」という質疑に対して、「開発によって帰属された宅地内造成地公園約120カ所と、また、開発によって帰属された緑地の除草等の維持管理を行っています。」という答弁がありました。

次に、「114号線と116号線と210号線の交差点改良事業及び市道文違1号線道路改良事業の状況を伺う。」という質疑に対して、「114号線と116号線と210号線の交差点改良事業は凍結しています。文違1号線に関しましては、歩道の用地がすべて買収できたわけではないので、歩道整備ができなかった部分があります。事業としては、これで終了しました。」という答弁がありました。

次に、「道路整備事業で、山田台の国道126号から二州小学校までは、県事業で採択と聞いています。また、山田台の国道126号から県道岩富線の右折ラインも事業化されていると聞いています。平成22年度中の進捗状況を伺う。」という質疑に対して、「二州小学校側の県道の歩道整備の関係では、県において測量等の作業を進めていますが、支出は市の方では一切していません。国道126号と岩富山田台線の関係は、現在、国の方で凍結状態ということで進展していません。」という答弁がありました。

次に、歳出8款消防費について、「防災行政無線は親機が老朽化しているが、いつ更新するのか伺う。」という質疑に対して、「平成4年から4年間の整備で設置し、相当の年数がたっていますが、保守点検等で延命措置をして使用しています。すべてを更新するとなりますと、億単位での整備費になりますので、年度計画を立て整備していかなければなりません。今の財政状況ですと、点検を十分にし、延命措置をしておりますが、それにあわせて、防災メール等の検討をしています。」という答弁がありました。

次に、「自主防災組織整備事業資機材購入補助金では、吉倉ガーデンタウンが整備されたが、状況を伺う。」という質疑に対して、「自主防災組織を結成した後に、資機材の購入に対しての補助事業になります。県の補助事業を活用し、平成22年度は吉倉ガーデンタウン

+

が整備しました。整備内容は、リアカー、発電機、投光器などの整備で、災害時に活用する機材の整備が進んだものです。」という答弁がありました。

次に、「八街市全国瞬時警報システム J - A L E R T の内容を伺う。」という質疑に対して、「緊急放送装置になります。消防庁の方から地震、警報関係、テロなどに対して、国民の保護を目的とした緊急通報を市職員が操作せず、市の防災無線に自動接続され、瞬時に放送できる装置です。」という答弁がありました。

次に、歳出 9 款教育費について、「教育指導諸費の校内適応指導教室では、中学校の不登校の子どもたち 166 人に対して、適応指導教室 4 教室で足りているのか伺う。」という質疑に対して、「不登校生徒は、各中学校とも 10 数名ぐらい適応指導教室並びにナチュラルに通っています。」という答弁がありました。

次に、「育て八街っ子推進事業費が前年度より、倍になっている理由を伺う。」という質疑に対して、「学力向上推進員を、小学校 8 校すべてに人員の配置をしたことにより、増額になっています。また、八街市の幼小中高連携教育について周知徹底を図るために、リーフレットの配布、小中学校の行事に使用するバスの借り上げに使用しました。」という答弁がありました。

次に、「小学校施設維持管理費では、八街東小学校、交進小学校、川上小学校の耐震化は、どのように考えているのか伺う。」という質疑に対して、「文部科学省の定める耐震指数よりも若干低いので、耐震工事をしなければならないと、十分認識しています。現在、朝陽小学校の鉄骨校舎が一番指数が低いので、先にとりあえず作業を進めています。財政課とも協議していますので、朝陽小学校が終わり次第、直ちに入りたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「中央公民館耐震診断業務の結果を伺う。」という質疑に対して、「23 年度工事を実施した天井改修工事につきましては、構造耐震指標数値ではすぐに改修するような数値ではなく、天井材落下の危険性があるとの指摘でした。また、大会議室の裏側の通路側、大会議室に面しているトイレの中のブロック等で立ち上がっている部分、事務所の境に通路側にある壁、南棟の通路側に面しているところが、転倒の危険性があるので補強という指摘を受けています。」という答弁がありました。

次に、「スポーツプラザのトレーニングルーム自体が人目に触れないところにあり、また、狭くて、器具も大変古く、使いづらくなっています。市民の健康を守り、増進していくにはとてもその役割を果たせないのではないか。今後の充実について伺う。」という質疑に対して、「平成 22 年度は 751 名で、年々利用者が減っている現状です。施設の拡充では、現在、スポーツプラザの施設内で、トレーニング室をほかに設けるにはスペースがなく、また、新たに建物を建てるということは、今現在考えていません。なお、トレーニングの器具は 20 年たち、民間のスポーツジム等と比べますと、かなり魅力がなくなっています。予算の関係もあるので、財政担当課とも協議し、徐々に整備を進めたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「郷土資料館の運営では、精力的に企画展等を行い、利用者増が望まれるところなんです。最近の利用者の推移を伺う。」という質疑に対して、「年間の入館者数は、平成20年度2千23人、21年度2千210人、22年度2千206人でした。22年度で少し減少したのは、3月の震災の影響と考えています。」という答弁がありました。

次に、「県立佐倉東高校定時制教育振興会負担金、これは14万円となっていますけれども、これはどのようなものでしょうか。」という質疑に対して、「八街市内から佐倉東高校の定時制に通っている人数割で負担金を支払っています。」という答弁がありました。

次に、「教育振興費のパソコン保守業務では、現在、小学生はパソコンをどのぐらい利用しているのか伺う。」という質疑に対して、「低学年では生活科等の学習時間に使用し、3年生以上は教科や総合的な学習等の中で、技術の習得や情報の学習として年間で約10時間から20時間パソコンを使用しています。」という答弁がありました。

次に、「青少年健全育成費は平成21年度より、約120万円増額になっている理由を伺う。」という質疑に対して、「青少年相談員の活動着を購入したのが、主な増額の理由です。今後もさらに青少年相談員、社会教育委員の皆さんとともに、青少年の健全育成、啓発活動等を進めたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「体育施設整備事業費の北部グラウンドのトイレ設置工事53万5千円の概要を伺う。」という質疑に対して、「北部グラウンドに公衆便所4.96平方メートル、便器2器を設置しました。」という答弁がありました。

次に、「学校プール開放事業の現在までの推移を伺う。」という質疑に対して、「平成22年度が4千625人、平成21年度が3千546人、平成20年度が4千7人、平成19年度が5千108人です。」という答弁がありました。

次に、「視聴覚教材整備費37万4千443円の内容を伺う。」という質疑に対して、「ビデオ教材を社会教育用4本、学校教育用4本、生涯学習用4本、計12本を購入しました。」という答弁がありました。

次に、歳出11款公債費について、「平成22年度の公債費の比率は、全体の歳出に占める割合は13.45パーセントと大変高いが、今後この比率はどうか伺う。」という質疑に対して、「平成22年度末現在でのピークは、平成22年度になります。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「八街市の22年度決算は、子どもたちの医療費助成を小学校6年生まで拡大し、住宅耐震診断、緊急雇用創出事業、また、各小学校に学力向上推進員を配置するなど、大変評価できるものもあります。しかし、22年度、施政方針は景気悪化によって市税などの収納率が悪化する中、景気対策の強化や市民の暮らしを守る施策がないまま、市財政への財源の確保にあたって受益者負担の適正化を強力で推進するとし、下水道使用料、平均17.5パーセント、総額4千万円引き上げ、国保税の最高限度額4万円アップ、また、後期高齢者医療制度では、年金収入153万円以上の高齢者の約5割が保険料引き上げになるなど、市民への

負担を強化しました。その一方、市長の交際費は近隣の市町村よりも高く、同規模団体の東金市の市長交際費の約2倍です。また、市長報酬については、23年度に見直しされましたが、さらに見直しを検討すべきと思います。また、不用額は前年度の1.4倍、6億1千万円にもなっています。議会ごとに補正予算の組み換えをし、市民の要望に応える積極的な取り組みが求められます。財源確保の取り組みでは、市税収アップの対策としては、強権的な対応ではなく、話し合いを重視し、懇切丁寧な対応が求められております。また、約9億円で購入した八街駅前の公共核施設用地は、活用計画もないまま放置されています。有効活用が求められています。2点目に入札の改善についてです。庁舎清掃業務、公民館、図書館、老人福祉センター、スポーツプラザ等は、1業者が長期にわたり落札しており、入札の透明性、競争性、公平性を追求すべきです。3点目に市民の暮らしを守る施策についてです。まず、国保特別会計への繰り出しについてです。国庫負担削減に伴い、多くの自治体では法定外の繰り出しをして、国保運営の健全化に努めています。高過ぎる国保税は、市民の担税能力を超えており、法定外繰り出しの復活が必要です。また、子どもたちの居場所として、親子や子どもたちが気軽に集まることができる児童館の設置が切実に求められています。八街市の基幹産業である農業や商工費は、決算総額のわずか2.3パーセントです。経済活性化への積極的な取り組みが求められています。農業振興費の約7割を北総中央用水事業が占めていますが、野菜の価格保証や加工、キャロットジュースの普及、後継者対策、農業機材などへの支援が求められています。また、中小業者、商店街活性化の積極的な取り組みが必要です。土木費では、安全確保のために思い切った道路整備事業や市全域の冠水対策計画などが切実に求められています。教育費については、長年解決が求められている長欠、不登校対策の一層の充実が求められています。さまざまな努力がされてはいますが、子どもの変化にすぐ対応できるよう複数担任制、また、各小学校に適応指導教室の設置が必要です。就学援助制度については、市民生活が悪化する中、さらなる制度の充実を求めます。また、川上小学校、八街北小学校、八街東小学校の耐震化は、最優先課題であり、早急な取り組みが求められています。以上の立場から反対いたします。」

次に賛成討論が次のようにありました。

「本決算におきましては、自主財源の根本をなす市税が景気の低迷などにより、2年連続で減少いたしました。地方交付税や臨時財政対策債等の増加により、財政調整基金からの繰り入れを抑え、積立金現在高をほぼ横ばい状態としております。しかしながら、市税は財政運営に非常に大きな影響を持つ自主財源であり、また、負担の公平性の観点からも収入未済額の解消に関しましては、しっかりと内部で協議を重ねていただきまして、これまで以上の鋭意努力を期待するものでございます。歳出面では、人件費・扶助費・公債費をもって構成する義務的経費が、10年連続の増加となり、また、決算額の58.2パーセントを占めております。このうち、人件費は前年度より減少いたしました。扶助費が5年連続の増加、公債費が7年連続の増加となっております。このため、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が5年連続の90パーセント台と非常に厳しい本市の財政状況ではございますが、財源の

確保や経費の節減合理化に努め、地域安全パトロール事業の実施、児童医療費助成事業の拡大、前立腺がんの検診実施、消費生活センターの設置、市道115号線・市道216号線交差点改良工事の実施、建物耐震診断助成事業の開始、特別支援教育支援員の配置、図書館開館日数の拡大など、新規の事業、または事業の拡充を図り、市民サービスの向上を行ったことが認められます。総合的に判断いたしまして、賛成の立場から意見を述べるものでございます。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

続いて、特別会計についての報告を行います。

議案第8号、平成22年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額82億5千520万8千881円、歳出決算額82億3千938万896円で、歳入歳出差引額1千582万7千985円となりました。うち、474万円を国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立て、1千108万7千985円を平成23年度へ繰り越しするものです。

審査の過程において委員から、「徴収強化の努力によって収納率は幾らか上がりましたが、収入未済額が大変多いということで、国民健康保険の財政状況は危機的状況に変わりはない。どのように考えているのか。」という質疑に対して、「収納率が0.5ポイントほど上がりました。一般会計から3千200万円の繰り入れにより、健全な財政とは言えませんが、確保できた状況です。今後の見通しは、国からの交付金等の額が確定していないので、近年の状況から推察すると、まだまだ当市の国保は安定した状況とは言えないのが実情です。」という答弁がありました。

次に、「国保税を払えない世帯に資格証明書が交付されていますが、この資格証明書では病院に行ったときに10割負担になります。平成22年度に何世帯交付したのか伺う。」という質疑に対して、「19年度40件、20年度195件、21年度337件、22年度314件です。」という答弁がありました。

次に、「保健事業費の不用額が439万円ありますが、早期発見、早期治療が行われれば、療養費が減っていくのではないかと。保健事業の充実はどのように考えているのか伺う。」という質疑に対して、「アンケートを行い、その中で、概ね80パーセント以上の方が、ドック費用が助成されれば受診したいという意向があります。人間ドック費用の助成を平成24年度から実施しようと、今、細かい点について整理をしているところです。保健事業をより充実をさせて、将来的に医療費の抑制につながることを期待しているところです。」という答弁がありました。

次に、「医療費適正化特別対策事業の内容を伺う。」という質疑に対して、「国保連合会からレセプトが、電算化されたもので届きます。その内容を詳細にチェックするために業者へ委託しています。」という答弁がありました。

次に、「出産育児一時金の状況を伺う。」という質疑に対して、「出産育児一時金が全部で1件42万円を被保険者に給付しています。給付額の3分の1が、市からの持ち出しにな

ります。」という答弁がありました。

次に、「葬祭費支払費では、一時金は5万円ですが、周知が行き届かない場合もあると聞いています。周知等どのように行っているのか伺う。」という質疑に対して、「ご家族、ご親戚で、その葬祭費を実質支出された方が申請をしていただければ、5万円給付する形で実施しています。今後、周知方法などさらに検討したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「経済悪化のもと、市民の所得が一層低下している中で、22年度は国保税の最高限度額を4万円引き上げて、市民負担を強化し、暮らしを脅かしています。国保税収は収入済額23億9千661万円に対し、不納欠損額は2億2千800万円で、前年と比較すると2千450万円増加しました。収入未済額は6千100万円減りましたが、29億5千300万円と、危機的な状況が続いています。収納率は徴収強化の結果、前年度と比べるとわずかに向上したとはいえ、現年分で77.71パーセント、過年度分も含めると49.27パーセントです。景気悪化により市民の収入が減る中、滞納世帯の64.4パーセントが所得200万円以下であり、国保税を払いたくても払えないのは明らかです。収納率の低下と療養費の増加が国保財政の悪化に拍車をかけています。療養費は前年度と比べると、約2億9千639万円増加しており、早期発見、早期治療の積極的な取り組みが求められています。払える国保税にするためには、国が減らした国保への補助金を元に戻すよう要求しなければなりません。また、八街市は一般会計からの制度外の繰り入れを復活し、あわせて応益割の部分を見直し、収入に応じた国保税にすべきです。国民健康保険は、社会保障制度であり、市民は能力に応じて負担し、必要なサービスを国や自治体が保障すべきものです。保険税を払えないことを理由に保険証を交付しないということは、本来あってはならないことです。以上の理由から、反対いたします。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、平均寿命が延び、乳幼児死亡率が減少するなど、高い保険医療水準を維持しております。しかしながら、急速な少子高齢化の進展、金融危機以降の経済の低迷による所得の落ち込み、雇用情勢の悪化、国民の生活や意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化してきており、医療保険財政は近年厳しい状況が続いております。このような中、後期高齢者医療制度の廃止に伴う高齢者医療制度改革や市町村国保の広域化につながる見直しなどが検討されており、市町村国保も大きな影響を受けることが予想されます。さて、八街市の国民健康保険特別会計ですが、保険税の調定額は前年と比較しますと減少したものの、収入額は若干ではありますが増加しております。徴収率につきましても、全国的に徴収率の伸びが見られない中、市税等徴収対策本部のさまざまな施策の成果により向上しておることが顕著でございます。また、保険給付費につきましても、広い世代での退職者の増加、被保険者の高齢化などから、前年度より約3億7千万円、7.49パーセントの高い伸び率となっております。」

ます。結果として、保険税が当初予算から約5千万円の減額となり、保険給付費は当初予算から約9億3千万円も増加しております。医療費の増加に伴い、歳出額合計で約4億6千万円、率にして5.93パーセント伸びたものの、国庫補助・負担金や前期高齢者交付金等の増加と、国保財政調整基金から約4千300万円の繰り入れ、一般会計から3千200万円の制度外繰り入れを行ったこと等により、支出増加を補うことができておりました。平成21年度には、約1億5千万円の収入不足となり、平成22年度予算から繰上充用となった状況を考えますと、保険税の値上げも仕方ないところで、改正することもなく運営ができたことは、最善の対策を講じた結果であると思われ、これら担当課の国保事業運営への取り組みは、評価に値するものと考えております。国保担当者におかれましては、いまだ好転の兆しが見られない中、この大きな変革期において、保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き市税等徴収対策本部を中心に徴収率向上に向けた施策を展開し、また、新たな医療制度への的確な対応を図るとともに、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものとの期待を含め、賛成の立場から意見を申し上げます。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第9号、平成22年度八街市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入歳出ともに決算額1千731万3千990円です。平成22年度終了をもって老人保健特別会計は廃止となり、平成23年度以降は、一般会計において事務処理を行うこととなります。」

採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第10号、平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額3億3千575万7千881円、歳出決算額3億3千80万5千148円で、歳入歳出差引額495万2千733円全額を平成23年度へ繰り越すものです。」

審査の過程において委員から、「短期保険証や資格証明書は、現在どういう状況になっているのか伺う。」という質疑に対して、「資格証明書は交付しない方向で、県の広域連合と協議してあります。短期保険証は、平成22年度当初に38件の短期保険証を交付し、22年度末は22件になりました。被保険者と交渉等をし、その納税状況等を踏まえ、短期保険証の交付については減っている状況です。」という答弁がありました。

次に、「来年は保険料の見直しの年とのことですが、保険料の未済額の増や不納欠損もある状況の中では、引き上げはしてはならないと考えるが、八街市としては、どう対応されるのか伺う。」という質疑に対して、「平成24年度が見直しの年度となっています。現在、所得割と均等割の保険料について、広域連合で試算をしている状況で、まだ確定的な数字が担当に届いていませんが、剰余金や安定化基金等を有効に使い、極力保険料のアップはしない方向で、県下54市町村との協議をすると聞いています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「75歳以上の高齢者を国保や健保から締め出し、後期高齢者医療制度は高い保険料を徴収しながら、必要な医療を受けられなくするというもので、世界でも類のない最悪の制度です。また、保険料は2年ごとに改定されて負担が重くなります。千葉県後期高齢者医療広域連合は22年4月から保険料の所得割を7.12パーセントから7.29パーセントに引き上げました。そのために年金収入が153万円以上の人は負担増となり、約5割の高齢者の保険料が引き上げられました。八街市の予算現額は前年度比、1千736万円増の2億5千699万円でしたが、不納欠損額は134万円でした。22年度の収納率は96.56パーセントで、前年度より低下しました。保険料が高く、後期高齢者医療制度以前の制度では無料だった高齢者からも保険料を徴収することは、暮らしを圧迫するものであり、到底認められません。高齢者の医療費を減らすことを目的として創設された、この制度、高齢者にふさわしくありません。ぜひ、老人保健制度に戻すこと。また、国庫負担を増やし、高齢者の負担軽減が必要です。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「この決算については、もっと国庫の負担金を上げた方がいいというお話がありました。このことについては、私も同意するところでありますけれども、八街市の場合、この千葉県後期高齢者医療広域連合に加入したことにより、一般会計の繰出金が約8千万円程度と大変低く抑えられております。そして、何より医療費は75歳以上から急激に高額な医療費を要するというふうに現実となっております。その点、この今の民主党政権の前の大臣の長妻大臣のときに、少なくとも都道府県一本化が望ましいという、国庫についてはありましたけれども、ひと足早く、この後期高齢者医療制度については、都道府県が一元化になっております。私は、八街市のいろいろな意味の負担を考えると、この後期高齢者医療特別会計は存続すべきだというふうに考えています。したがって、この決算を見ると、担当課のいろいろな意味で、ご努力が認められるということで、賛成するものであります。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第11号、平成22年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額31億1千838万5千625円、歳出決算額30億8千399万994円で、歳入歳出差引額3千439万4千631円全額を平成23年度へ繰り越しするものです。」

審査の過程において委員から、「来年は保険料の見直しですが、国の見込みでは、全国平均基準額が5千円以上となる見込みとのことですが、どのような状況か伺う。」という質疑に対して、「現在、私どもの方で情報収集をした中では、まず、介護報酬の改定、地域区分の見直し。さらには、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の廃止をすべて想定すると、10パーセント近くは上昇するのではないかと考えていますが、そのまま上げるのではなくて、サービスの利用状況等を踏まえて、最終的には第5期の介護保険料を決定したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「包括的支援事業のおむつ代支給や配食サービスは高齢者の方の健康維持のために、

大変必要だと考えるが、現在の状況を伺う。」という質疑に対して、「配食サービスは、年々減っています。近隣にコンビニ、また、スーパーなどがあり、200円台、300円台のお弁当が豊富にあるなどが考えられます。配食サービスや福祉用具支給業務については、広報及びホームページ並びに、福祉課、包括支援センターの窓口パンフレットを置き、引き続き啓発したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「包括支援センターを各中学校区に増やしていく方向について伺う。」という質疑に対して、「高齢者人口も増えているので、各中学校区に1カ所ということではなくて、この地域包括支援センターのあり方について、第5期事業計画の中で考えたい。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「22年度は、第4期介護保険事業計画の2年目でしたが、高齢者にとって安心して利用できるものではありませんでした。特に、普通徴収の保険料の普通徴収現年分の収納率、74.02パーセントで、前年度よりも低下し、不納欠損額も収入未済額も増加しました。普通徴収の第1段階から特例第4段階までの滞納割合は68.1パーセントにもなっており、年金収入が少ない高齢者にとって、保険料の負担が大き過ぎるのは明らかです。保険料の軽減は切実です。来年度は第5期の介護保険制度見直しの年ですが、保険給付費準備金を繰り入れて、保険料引き下げの努力をすべきです。また、安心して利用できるようにするために、自治体独自のサービス利用軽減対策が必要です。さらに、中学校区ごとに地域包括支援センターを設置し、ひとり暮らし、高齢者世帯へのサービスの充実や全市民を対象にした介護予防への積極的な取り組みが求められています。また、施設入所待機者の解消や費用の心配をせずにサービスを利用できるようにすることが求められています。以上の立場から反対をいたします。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「平成22年度末における本市の65歳以上の高齢者人口は1万4千594人、要介護・要支援認定者は1千922人であり、制度開始の平成12年度と比較いたしますと、高齢者人口は1.6倍に、要介護・要支援認定者は2.3倍に増加し、高齢化が急速に進展、また、一人世帯の増加等の社会構造の変化する中、介護保険制度は老後を支える制度として、なくてはならない制度として定着しております。平成22年度においては、住み慣れた地域での生活を支えるため、平成18年4月に創設された地域密着型サービス事業を促進し、地域介護サービスの拠点として、認知症対応型共同生活介護サービスや認知症対応型通所介護サービス、小規模多機能型居宅介護サービス、29人以下の介護老人福祉施設サービスなどの事業所指定を行っており、22年度の算出では、前年度比2億6千万円、9.3パーセントの増など、必要で多様なサービスを提供されております。以上のことから、介護保険財政の健全性・持続性を確保すべく努力されており、平成24年度からの第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたっては、本市の実情に合ったサービス見込み量の確保と適切な保険料を算定されるよう要望して、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第12号、平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額7億1千118万5千330円、歳出決算額7億1千74万4333円で、歳入歳出差引額44万4千897円全額を平成23年度へ繰り越しするものです。」

審査の過程において委員から、「小学校、中学校、それぞれの給食費は月1人当たり、幾らですか。また、収納率は、平成22年度は96.7パーセントでしたが、前年度との比較を伺う。」という質疑に対して、「給食費は、小学校が月4千300円。中学校が月4千910円です。収納率は、幼稚園、小学校、中学校を含めると、現年度分で96.72パーセント、前年度が95.31パーセントで、1.41パーセントの増加です。小中学校だけで見ると、現年度分で96.54パーセント、前年度が小中学校で95.06パーセント、1.48パーセントの増加です。昨年度は滞納整理、あるいは支払督促等を行った効果があったものと感じています。」という答弁がありました。

次に、「給食費の支払いは、非常に高額な所得がありながら、支払わない方に対しては、毅然とした態度をとる必要があると考えるがいかがか。」という質疑に対して、「資産、経済力がありながら、払わないという方が現実にあります。その経済力を確かめる方法として、税の場合だと、いろいろ強制的に調べる方法がありますが、給食費の場合となると私債権ということになり、税のように資産状況を調べることができません。現実的は、家庭訪問をして家や車の所有状況、あるいは学校からの納入アドバイス時の状況や学校が把握している状況により確認し、支払督促を実施しています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第13号、平成22年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額9億9千265万9千519円、歳出決算額9億5千741万5千767円で、歳入歳出差引額3千524万3千752円を平成23年度へ繰り越しするものです。」

審査の過程において委員から、「平成22年度は下水道料金を平均17.5パーセント引き上げて、その総額は4千万円の予定でしたが、実際に効果はどのぐらいなのか伺う。」という質疑に対して、「平成22年度の使用料は、調定額3千471万9千160円の増、収入済額ですと3千326万5千580円の増になりました。」という答弁がありました。

次に、「公共下水道汚水整備事業費、平成22年度に県に届けた事業認可地域の進捗状況を伺う。」という質疑に対して、「認可変更に基づき、16ヘクタールの認可拡大をしました。また、汚水の整備については、面積にして2.26ヘクタール、率にして0.45パーセント整備しました。」という答弁がありました。

次に、「下水道普及費では、未接続はどのぐらいあるのか伺う。」という質疑に対して、「552世帯です。工事に入る前に地権者にご説明いたしまして、普及の促進に努めています。」

す。また、工事の際に接続しない方には、1年後等に接続通知等の郵送をしています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「景気が低迷し、市民の収入が減っている中、22年度は印旛沼流域の自治体の中で10立方メートル当たりの基本額が一番高い下水道料金を平均17.5パーセント引き上げました。総額4千万円の負担増を市民に強いたものですが、成果は3千326万円程度でございました。負担能力のある使用者ほど引上率が低く、市民に負担を押し付けた、この22年度決算では、不納欠損額は減ったものの収入未済額は増えました。母子家庭や障がい者世帯、また、収入が少ない世帯に対し、下水道料金軽減のための積極的な取り組みが求められています。以上の立場から反対いたします。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「この決算は、下水道事業債の償還がピークを迎え、公債費が歳出全体の70パーセントを超える非常に厳しい状況の中、約2ヘクタールの汚水の面整備、雨水の枝線整備を実施するなど、限られた予算の中で、市民に必要とされる下水道施設の整備を行っております。また、補償金免除繰上償還の実施による高金利の下水道事業債の借り換えによって、将来にわたる利子負担の軽減を図るなど、経営改善の努力が認められます。よって、賛成するものがあります。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第14号、平成22年度八街市水道事業会計決算の認定についてです。

「本決算は、収益的収支では、水道事業収益11億2千823万3千113円に対し、水道事業費用10億8千863万6千193円で、収支差引額は3千959万6千920円となり、これを前年度からの累積欠損金の処理に充てるものです。資本的収支では、収入総額1億9千617万3千68円に対し、支出総額3億8千30万8千681円で、収入額が支出額に対して不足する額1億8千413万5千613円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものです。」

審査の過程において委員から、「老朽管による漏水が多く、有収率が78パーセントですが、全国平均はどのくらいか伺う。」という質疑に対して、「当市と同規模程度の企業の有収率の平均は、83パーセントになります。」という答弁がありました。

次に、「水道を引きたいが、お金がない場合に、資金貸し出しなど、必要な制度ではないか伺う。」という質疑に対して、「現在、全国では、そのような制度を設けているところもありますが、八街市の水道事業の経営状況、並びに現在行っている老朽管の敷設替えや大規模な老朽施設の更新工事に多大な経費を要している中では、非常に厳しいところです。今後、このような経営状況等を踏まえた中で、将来における検討事項と捉えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

何とぞ当委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、決算審査特別委員長の報告を終了します。

これから、委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑なしと認めます。

これで、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終了します。

閉会中の継続審査事件、議案第7号から議案第14号の討論通告受け付けのため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時06分）

（再開 午前11時25分）

○議長（鯨井眞佐子君）

再開します。

これから、討論を行います。

議案第7号、8号、10号、11号、13号に対し、京増藤江議員から。議案第7号、8号に対し、石井孝昭議員から。議案第10号に対し、林政男議員から。議案第11号に対し、川上雄次議員から。議案第13号に対し、木村利晴議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、京増藤江議員の議案第7号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は議案第7号、平成22年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論をいたします。

八街市の22年度決算は、子どもたちの医療費助成を小学校6年生まで拡大、住宅耐震診断、緊急雇用創出事業、各小学校に学力向上推進員を配置するなど、大変評価できるものもあります。しかし、農家の方々が必要ないと言っている北総中央用水事業に多額な費用が支出されました。また、第2次基本計画において、第3雨水幹線事業を最優先課題として取り組もうとしています。市財政が厳しい中、不急の事業は凍結すべきです。

22年度、施政方針は景気悪化によって市税などの収納率が悪化する中、景気対策の強化や市民の暮らしを守る施策がないまま、市財政への財源の確保にあたって受益者負担の適正化を強力に推進するとし、下水道使用料を平均17.5パーセント引き上げ、国保税の最高限度額4万円引き上げ、後期高齢者医療制度では、年金収入153万円以上の高齢者の約5割が保険料引き上げになるなど、市民への負担を強化しました。

その結果、22年度の市税の収入済額は、前年度と比べると約2億5千700万円減額となり、収入済額は20億4千600万円に上っており、市民の担税力が限界であることを示しています。

しかし、市長の交際費は近隣の市町村よりも高く、同規模団体の東金市の市長交際費の約2倍です。また、市長報酬については、23年度に見直しされましたが、さらに見直しを検討すべきです。

また、不用額は前年度の1.4倍、6億1千万円になっています。議会ごとに補正予算の組み換えをし、市民の要望に応える積極的な取り組みが求められます。

財源確保の取り組みでは、市税収アップの対策としては、強権的な対応ではなく、話し合いを重視し、懇切丁寧な対応が求められます。

また、約9億円で購入した八街駅前の公共核施設用地は、活用計画もないまま放置されています。有効活用を急ぐべきです。

2点目に市民の暮らしを守る施策についてです。

まず、国保特別会計への繰り出しについてですが、国庫負担削減に伴い、多くの自治体では法定外の繰り出しをして、国保運営の健全化に努めています。高過ぎる国保税は、市民の担税能力を超えており、法定外繰り出しの復活が必要です。

また、子どもたちの居場所として、親子や子どもたちが気軽に集まることができる児童館の設置が切実に求められています。

市民の暮らしを守る産業の発展、仕事おこしは切実ですが、八街市の基幹産業である農業や商工費は、決算総額のわずか2.3パーセントにとどまっており、経済活性化への積極的な取り組みが求められています。

農業振興費の約7割を北総中央用水事業が占めていますが、野菜の価格保証や加工、キャラットジュースの普及、後継者対策、農業機材などへの支援が必要です。アンテナショップぼっちに対して、23年度以降も市が支援を続けること。また、八街駅前の市有地を利用して、朝市を開催することなどに対し支援すると市長が答弁されたことは、大変評価できます。中小業者、商店街活性化のために、さらなる積極的な取り組みを求めます。

土木費では、安全確保のために思い切った道路整備事業や市全域の冠水対策計画などを早急に立てるべきです。

教育費については、長年解決が求められている長欠、不登校対策への積極的な取り組みが求められています。さまざまな努力がされてはいますが、子どもの変化にすぐ対応できるよう複数担任制、また、各小学校に適応教室を設置し、小学校で長欠、不登校対策の強化が必要です。小学生の就学援助については、認定数も認定率も増えましたが、決算は減額となりました。市民の収入が減る中、給食費等を払えない家庭に対し、就学援助制度の速やかな適応を求めます。

また、3月11日の震災を受けて、川上小学校、八街北小学校、八街東小学校、市庁舎等、公共施設等の早急な耐震化が求められています。

+

以上の立場から反対をいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、石井孝昭議員の議案第7号に対する賛成討論を許します。

○石井孝昭君

私は、議案第7号、平成22年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成をするものでございます。

本決算におきましては、自主財源の大宗をなす市税が景気の低迷などにより、2年連続で減少いたしました。地方交付税や臨時財政対策債等の増加により、財政調整基金からの繰り入れを抑え、積立金現在高をほぼ横ばい状態としております。しかしながら、市税は財政運営に非常に大きな影響を持つ自主財源であり、また、負担の公平性の観点からも収入未済額の解消に関しましては、しっかりと内部で協議を重ねていただいて、これまで以上の鋭意努力を期待するものでございます。

歳出面では、人件費・扶助費・公債費をもって構成する義務的経費が、10年連続の増加となり、また、決算額の58.2パーセントを占めております。このうち、人件費は前年度より減少いたしました。扶助費が5年連続の増加、公債費が7年連続の増加となっております。このため、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が5年連続の90パーセント台と非常に厳しい本市の財政状況ではありますが、財源の確保や経費の節減合理化に努め、地域安全パトロール事業の実施、児童医療費助成事業の拡大、前立腺がんの検診実施、消費生活センターの設置、市道115号線・市道216号線交差点改良工事の実施、建物耐震診断の助成開始、特別支援教育支援員の配置、図書館開館日数の拡充など、新規の事業、または事業の拡充を図り、市民サービスの向上を行ったことが認められますので、総合的に判断いたしまして、平成22年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定におきまして、賛成の立場から意見を述べるものでございます。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、京増藤江議員の議案第8号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第8号、平成22年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論をいたします。

決算委員会において、保険税収入額は若干増加し、全国的に徴収率が伸びない中、市税等徴収対策本部の施策の成果により向上した。また、保険税は当初予算から約5千万円減額の一方、保険給付費、約9億3千万円増加する中、保険税の値上げも仕方ないところ、改正せずに運営できたことは評価できる。今後も引き続き、市税等徴収対策本部を中心に徴収向上への期待をするという賛成討論がありました。

しかし、経済悪化のもと、市民の所得が一層低下している中で、22年度は国保税の最高限度額を4万円引き上げて、市民負担を強化し、暮らしを脅かしています。国保税収は収入済額23億9千661万円に対し、不納欠損額は2億2千800万円、収入未済額は29億

5千300万円と、危機的な状況が続いています。

収納率は過年度分も含めると、49.27パーセントです。景気悪化により、市民の収入が減る中、徴収を強化すれば、市民を苦しめます。滞納世帯の64.4パーセントが所得200万円以下であり、国保税を払いたくても払えないのは明らかです。

収納率の低迷と療養費の増加が国保財政の悪化に拍車をかけています。療養費は前年度と比べると、約2億9千639万円増加しており、早期発見、早期治療、病気予防の積極的な取り組みが求められていますが、特定健康診査等事業費は、前年度と比べると減額です。充実させるべきです。

また、政府は70歳から74歳までの病院窓口での医療費負担を現在の1割から2割にする方針ですが、これが実施されたら病院に行けなくなるという悲鳴が上がっています。早期治療の点からも引き上げをしないよう国に求めるべきです。

払える国保税にするために、国が減らした国保への補助金を元に戻すことについて、市長会として要求していますが、市長自らも要求すべきです。

また、八街市は一般会計からの制度外の繰り入れで、払える国保税にすべきです。国民健康保険は社会保障制度であり、市民は能力に応じて負担し、必要なサービスを国や自治体が保障すべきものです。保険税を払えないことを理由に保険証を交付しないということは、本来あってはならないことです。

以上の理由から、議案第8号に反対いたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、石井孝昭議員の議案第8号に対する賛成討論を許します。

○石井孝昭君

議案第8号、平成22年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、平均寿命が延び、乳幼児死亡率が減少するなど、高い保険医療水準を維持しております。しかしながら、急速な少子高齢化の進展、金融危機以降の経済の低迷による所得の落ち込み、雇用情勢の悪化、国民の生活や意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化してきており、医療保険財政は近年厳しい状況が続いております。このような中、後期高齢者医療制度の廃止に伴う高齢者医療制度改革や市町村国保の広域化につながる見直しなどが検討されており、市町村国保も大きな影響を受けることが予想されます。

さて、八街市の国民健康保険特別会計ですが、保険税の調定額は前年と比較しますと減少したものの、収入額は若干ではありますが増加しております。徴収率につきましても、全国的に徴収率の伸びが見られない中、市税等徴収対策本部のさまざまな施策の成果により向上してきております。

また、保険給付費につきましては、広い世代での退職者の増加、被保険者の高齢化などから、前年度より約3億7千万円、7.49パーセントの高い伸び率となっております。

結果といたしまして、保険税が当初予算から約5千万円の減額となり、保険給付費は当初予算から約9億3千万円も増加しております。医療費の増加に伴い、歳出額合計で約4億6千万円、率にして5.93パーセント伸びたものの、国庫負担金や前期高齢者交付金等の増加と、国保財政調整基金から約4千300万円の繰り入れ、一般会計から3千200万円の制度外繰り入れを行ったこと等により、支出増加を補うことができておりました。

平成21年度には、約1億5千万円の収入不足となり、平成22年度予算から繰上充用となった状況を考えますと、保険税の値上げも仕方ないところ、改正することもなく運営できたことは、最善の対応をした結果であると思われ、これら担当課の国保事業運営への取り組みは、評価に値するものと考えております。

国保担当者におかれましては、いまだ好転の兆しが見られない中、この大きな変革期において、保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き市税等徴収対策本部を中心に徴収率向上に向けた施策を展開し、また、新たな医療制度への的確な対応を図るとともに、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものとの期待を含め、平成22年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から意見を述べるものでございます。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、京増藤江議員の議案第10号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第10号、八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対し、反対討論をいたします。

決算委員会では、後期高齢者医療制度発足により、一般会計からの繰出金が約8千万円と低く抑えられており、八街市の負担を考えると、この制度を存続すべきであるという賛成討論がありました。しかし、75歳以上の高齢者を国保や健保から締め出す後期高齢者医療制度は高い保険料を徴収しながら必要な医療を受けられなくするというもので、世界でも類のない最悪の制度です。

また、保険料は2年ごとに改定されて負担が重くなります。千葉県後期高齢者医療広域連合は22年4月から保険料の所得割を7.12パーセントから7.29パーセントに引き上げました。そのために年金収入が153万円以上の人は負担増となり、約5割の高齢者の保険料が引き上げられました。

22年度の収納率は96.56パーセントで、前年度より低下しました。保険料が高く、後期高齢者医療制度以前の制度では、無料だった高齢者からも保険料を徴収し、暮らしを圧迫しています。

また、保険料を払えない高齢者に短期保険証を交付し、高齢者を不安に陥れており、一刻も早く解消すべきです。

民主党が野党のとき、日本共産党はじめ、全野党が高齢者の医療費、この制度廃止を求めました。高齢者の医療費を減らすことを目的として創設された後期高齢者医療制度は、高齢

社会にふさわしくありません。高齢者が安心して病院に行けるように、国庫負担を増やし、老人保健制度に戻すことと、高齢者の負担軽減を求め、議案第10号に反対します。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、林政男議員の議案第10号に対する賛成討論を許します。

○林 政男君

私は、議案第10号、平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

皆様もご承知のとおり、医療費は幼児、少年、いわゆる年少者と、そして70歳以上、とりわけ75歳以上から急激に医療費が増大する実情であります。

そこで、この後期高齢者医療制度が設けられたわけでございますけれども、制度発足直後さまざまな意見がありまして、保険料もいわゆる年金天引きの特別徴収の道しかなかったわけですが、たび重なる議論の中から現在では普通徴収ということで、選択できるようになりました。

そして、加入者の諸般の事情で、仮に納期どおりに保険料を支払わずに、保険料が滞ったとしても、全員に保険証が行き渡るように配慮をされております。

保険料の徴収率につきましては、98.07パーセントということで、国民健康保険特別会計のいわゆる納付率から比べますと、大変高い水準にあります。八街市にとりまして、今の国民健康保険というのは、大変維持していただくだけでも大変なところでございますけれども、この後期高齢者医療制度につきましては、先ほど京増議員がおっしゃられたように、千葉県の全体の連合会で運営しております。したがって、八街市の負担も極めて少なく済んでいるというふうに認識しております。

したがって、この医療制度を堅持する意味からも、後期高齢者医療制度における事業の安定化及び健全化のために、より一層の努力を関係者、市長におかれまして、安定化は安心して暮らしていただけるように市長にお願い申し上げまして、また、要望いたしまして、賛成討論とします。

○議長（鯨井眞佐子君）

会議中ですが、昼食のため休憩します。

午後は、1時10分から再開いたします。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（鯨井眞佐子君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、京増藤江議員の議案第11号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第11号、平成22年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対

する反対討論をいたします。

決算委員会において、次のような賛成討論がありました。

地域密着型事業を促進し、必要で多様なサービスを提供するなど、介護保険財政の健全性、持続性を確保する努力がされており、第5期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定にあたっては、本市の実情に合ったサービス見込み量の確保と適切な保険料を算定するよう要望するというものです。しかし、市が実施すべきは、市の実情に合った制度ではなく、市民の生活実態に合わせて介護を必要とする人が誰でも安心して介護を受けることができる制度です。

22年度は、第4期介護保険事業計画実施の2年目でしたが、高齢者にとって安心して利用できるものではありませんでした。特に、普通徴収の保険料の徴収現年分の収納率は74.02パーセントで、前年度より低下しました。普通徴収の第1段階から特例第4段階までの滞納割合は68.1パーセントにもなっており、収入が少ない高齢者にとって、保険料の負担が大き過ぎるのは明らかです。保険料の軽減は切実です。

来年度は第5期の介護保険制度見直しの年ですが、一般会計から繰り入れをして、保険料引き下げの努力をすべきです。

また、安心して利用できるようにするために、自治体独自のサービス利用軽減対策が必要です。さらに、中学校区ごとに地域包括支援センターを設置し、ひとり暮らし、高齢者世帯へのサービスの充実や全市民を対象にした介護予防への積極的な取り組みが求められています。高齢者の介護予防、健康増進のために、配食サービスの充実も求められていますが、現在、週1回の実施です。充実を求めます。

また、年々増加する施設入所待機者は170人にも上っており、待機者の解消が必要です。費用の心配をせずにサービスを利用できるよう求め、議案第11号に反対いたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、川上雄次議員の議案第11号に対する賛成討論を許します。

○川上雄次君

私は、平成22年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

平成22年度における本市の65歳以上の高齢者の人口は1万4千594人、要介護・要支援認定者は1千922人であり、制度開始の平成12年度と比較いたしますと、高齢者人口は1.6倍に、要介護・要支援認定者は2.3倍に増加し、高齢化社会が急速に進展しております。

また、核家族化の進展や一人世帯の増加等、社会構造の変化する中で、介護保険制度は老後を支える制度として、なくてはならない制度として定着しております。

本議案は、平成22年度においては、住み慣れた地域での生活を支えるため、平成18年4月に創設された地域密着型サービス事業を促進し、地域介護サービスの拠点として、認知症対応型共同生活介護サービスや認知症対応型通所介護サービス、小規模多機能型居宅介護

サービス、29人以下の介護老人福祉施設サービスなどの事業所指定を行うなど、多様なサービスを提供されております。

以上のことから、介護保険財政の健全性維持を確保すべく努力されており、平成24年度から第5期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定にあたっては、本市の実情に合ったサービス見込み量の確保と適切な保険料を算定するように要望して、平成22年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、京増藤江議員の議案第13号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第13号、平成22年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論をいたします。

景気が低迷し、市民の収入が減っている中、22年度は印旛沼流域の自治体の中で10立方メートル当たりの基本額が一番高い下水道料金を平均17.5パーセント引き上げました。総額で約3千326万円の負担増を市民に強いるものとなり、負担能力のある使用者ほど引上率が低く、市民に負担を押し付けました。

22年度決算では、収入未済額は495万円増の2千277万円に上っています。前年度の公共下水道未接続世帯調査の実施結果は、596世帯でしたが、市民が接続しやすくする制度も必要です。

母子家庭や障がい者世帯等、収入が少ない世帯に対し、下水道料金軽減のための積極的な取り組みをも求め、反対をいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、木村利晴議員の議案第13号に対する賛成討論を許します。

○木村利晴君

私は、議案第13号、平成22年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から答弁いたします。

この決算は、下水道事業債の償還がピークを迎え、公債費が歳出全体の70パーセントを超える非常に厳しい状況の中、約2ヘクタールの汚水の面整備、雨水の枝線整備を実施するなど、限られた予算の中で、市民に必要とされる下水道施設の整備を行っております。

また、補償金免除繰上償還の実施による高金利の下水道事業債の借り換えによって、将来にわたる利子負担の軽減を図るなど、経営改善の努力が認められます。よって、私は、平成22年度、八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成するものであります。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第7号、平成22年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第7号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第8号、平成22年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第8号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第9号、平成22年度八街市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号、平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第10号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号、平成22年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第11号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号、平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の

認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号、平成22年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第13号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第14号、平成22年度八街市水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第14号は原案のとおり認定されました。

決算審査特別委員会に付託されていた案件については、ただいま本会議において、すべて認定されました。

これで、決算審査特別委員会を解散します。

日程第2、議案第2号から議案第12号及び請願第23-4号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、小高良則総務常任委員長。

○小高良則君

総務常任委員会に付託されました、案件2件につきまして、去る12月13日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容について、ご報告申し上げます。

議案第4号は、字の区域及び名称の変更についてです。これは、八街駅北側地区土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域及び名称を変更する必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から「新字名の中央は、区画整理区域内権利者からなる「八街駅北側地区まちづくり研究会」で協議、検討されたとのことですが、経緯について伺う。」という質疑に対して、「平成20年度から区画整理審議会をはじめ、まちづくり研究会が6回

開催され、字名の変更について、いろいろな意見や、幾つかの案もありましたが、協議され、中央に決定されたものです。これらの会議の出席率はよいものではありませんでしたが、協議内容を「まちづくりだより」により、経緯を皆様方にお示しながら決定してまいりました。」という答弁がありました。

次に、「今回は、北口の駅前開発に伴う字の変更で、予算はかからないのか伺う。」という質疑に対して、「特別に字名だけの変更という事業ではなく、区画整理事業に伴った字名の変更なので、経費的にはかからないと考えています。登記の関係については、区画整理事業として登記簿の整理、地番の整理等が必要となりますので、新年度に約800万円程度の予算を要求することになります。」という答弁がありました。

次に、「郵便番号、地番は、どのようになるのか伺う。」という質疑に対して、「現在、郵便局と協議を進めている中では、番号が変わるとの方向に進んでいます。地番については、法務局と調整することとなりますが、街区が定まっているので、街区番号と、その街区の中で小番が振られてくるのではないかと考えています。」という答弁がありました。

次に、「市民に告知するのはいつ頃になるのか。」という質疑に対して、「区画整理事業に伴う字名の変更になりますので、換地処分のお知らせと同時に効力を発生することになります。換地処分を来年の10月頃を予定しておりますので、その頃になる予定です。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号は、平成23年度八街市一般会計補正予算中歳入全款、歳出1款議会費、2款総務費（3項を除く）、4款衛生費のうち1項7目、8款消防費、11款公債費、第2表繰越明許費補正のうち1追加2款総務費、第3表債務負担行為補正のうち1追加「広報やちまた印刷業務」「庁舎受付案内・電話交換業務」「庁舎清掃業務」「庁舎自家用電気工作物保安管理業務」第4表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、まず歳入について、「疾病予防対策事業費等補助金は今回大腸がん検診に対する補助金とのことですが、このような早期発見、早期治療に関わる予防医療に対してどのような補助金があるのか。」という質疑に対して、「当市では、乳がん、子宮頸がんの事業を実施しています。」という答弁がありました。

次に、「市町村併任職員等立入検査業務交付金の内容を伺う。」という質疑に対して、「環境課長と保全班5名に対して、産業廃棄物の現場の立入検査にかかる、車のガソリン代について、1リットル当たり10キロメートル、ガソリン単価148円で計算してあり、6月から3月の10カ月分になります。」という答弁がありました。

次に、「千葉県産農産物地域ブランド化推進事業補助金は、今後、何年間補助金があるのか。」という質疑に対して、「23年から25年の3カ年です。」という答弁がありました。

次に、「当市は、小麦粉を生産して学校給食に導入する。今後、県内にも普及させていきたい。八街市の地産地消、そして活性化に向けた取り組み計画の報告がありました。今後、小麦の生産にあたって、規模はどのぐらいを計画しているのか。」という質疑に対して、

「3カ年でどのくらいの規模が必要かという、学校給食で小麦粉の必要量としては、12トンド、約5ヘクタールの作付が必要になり、3カ年で八街市の学校給食のパンの供給を賄う計画をしています。千葉県全体を考えると約100ヘクタール必要になります。」という答弁がありました。

次に、「中国残留邦人生活支援負担金の内容を伺う。」という質疑に対して、「平成20年4月から実施している制度です。目的としては、中国残留邦人等の特別な事情に配慮し、老齢基礎年金等を受給しても、生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老後の生活を安定させるために公的年金制度による対応を補完する制度になります。現在支給数は、2世帯4人になります。」という答弁がありました。

次に、歳出について「県議会議員選挙費の職員手当の減額理由を伺う。」という質疑に対して、「当初予算が978万2千円、支出済が737万9千円ということで、差額240万3千円を今回減額しようとするものです。投開票事務に従事する職員数の配置、それに係る時間帯などの見直しを行い、減額となりました。」という答弁がありました。

次に、「ポスター掲示場設置場所提供者謝礼の内容を伺う。」という質疑に対して、「市内の167カ所のポスター掲示場の中に、民地等が120カ所ありますので、その地権者の皆さんに謝礼を差し上げています。」という答弁がありました。

次に、「選挙事務従事者の職員手当の形態を伺う。」という質疑に対して、「県議会議員選挙は、時間外手当の支給で対応しています。市議会議員選挙は、7時間45分の本来の勤務時間は、ほかの日に振り替えを行い、それを超える部分については時間外手当で対応しています。」という答弁がありました。

次に、「選挙費のスロープ設置撤去業務の内容を伺う。」という質疑に対して、「今回スポーツプラザに設置を予定していたのですが、投票事務の円滑化ということで、ビニールシートを敷き、直接土足で入場できる形を取りましたので、支出がなかったことから全額減額するものです。」という答弁がありました。

次に、「賦課徴収費では、国の法改正による所得税等10年分の返還は、当市では、何件あるのか伺う。」という質疑に対して、「実際には、ご本人からの申告がないと細かい数字は計算できませんが、所得税から逆算すると、概算で11名分約200万円として増額補正しています。」という答弁がありました。

次に、「消火栓維持管理費の内容を伺う。」という質疑に対して、「上水道配水管に設置されている消火栓の漏水あるいは、消火栓鉄蓋のがたつきによる振動を防止するための嵩上げ工事等の経費を負担するものです。今回の補正は6カ所分の漏水や嵩上げの対応分になります。」という答弁がありました。

第3表債務負担行為では、次に、「委託に関わる積算の見積もり要綱等はないのか。」という質疑に対して、「積算基準としては、入札案件の場合は3者からの見積もりの平均額。随意契約案件については、2者見積もりの最低価格となっています。今後、清掃業務は、財団法人建築保全センターが公表している建築保全業務積算基準を用いて設計できるのか検証

したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「庁舎受付案内業務は、最近受付がなくなっているところがあります。郵便の受領方法等を検討すれば、形を変えていくことは可能ではないか。財源がない中、現状の形態をいつまでも保っていく必要があるのか伺う。」という質疑に対して、「検討したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「この補正予算では、県の農産物地域ブランド化推進補助金により、学校給食のパンに八街の小麦粉を導入しようという新しい取り組みの予算が確保され、地産地消と八街の農業振興への意気込みが伺えるものであります。しかし、一方では、県人勸による「官民格差」を理由にした職員の給与の削減が計上されており、到底容認できません。今回の削減対象者は40代50代であり、職員の約4割が削減の対象となっています。その影響額は460万円ですが、22年度には、期末勤勉手当が0.2パーセント、9千400万円もの減となっており、さらには、管理職手当は20パーセントもの削減がされています。これ以上の公務員の給与削減はやるべきではなく、市長の給与をはじめとする三役の見直しこそ、まずやるべきではないでしょうか。2点目には、総額2億2千万円の債務負担行為補正についてです。予算編成にあたっては節減合理化の方針とともに、市民には滞納への徴収強化に取り組む一方で、委託事業は業者の言いなりとなっています。市は、独自の委託料積算要綱を作り、24年度から財源確保への積極的な取り組みを求めるものであります。以上の立場から反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わりにいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、山口孝弘文教福祉常任委員長。

○山口孝弘君

文教福祉常任委員会に付託されました、案件7件につきまして、去る12月14日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容についてご報告申し上げます。

議案第2号は、八街市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例の制定についてです。

これは、現在、八街市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者養護手当支給条例により、在宅重度知的障害者等と同居している養護者に対しまして養護手当を支給しておりますが、この支給対象を重度知的障がい者等の当事者、もしくはその介護者に支給するよう変更

するものです。

在宅重度知的障がい者等、またはその家族に対し、障がいゆえに生ずる負担の軽減を図ることを目的として、福祉手当を支給するため、現行の八街市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者養護手当支給条例を廃止し、新たに八街市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例を制定しようとするものです。

審査の過程において委員から「在宅重度知的障がい者及び寝たきり身体障がい者に支払われている件数を伺う。」という質疑に対して、「平成22年度の実績で、上半期34名、下半期34名です。」という答弁がありました。

次に、「この条例が制定されると、支給対象者が2名増えるとのことですが、どのような方が増えるのか伺う。また、在宅の方に支給される手当と考えますが、グループホームに入所されてる方はどのようになるのか。」という質疑に対して、「知的障がい者の方で、在宅が1名、グループホームが1名になります。グループホームは、在宅扱いになります。」という答弁がありました。

次に、「第2条の中で、寝たきり身体障がい者については、20歳以上65歳未満とした理由を伺う。」という質疑に対して、「補助金の関係で、県の交付要綱に合わせたものです。」という答弁がありました。

次に、「支給については、上半期、下半期の2期に分けて支給するようですが、支給をもっと細かくすることはできないのか伺う。」という質疑に対して、「要望が増えてくれば、検討したいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第3号は、指定管理者の指定についてです。これは、八街市障がい者就労支援事業の指定管理者に、「八街市八街に20番地、社会福祉法人、光明会、理事長小澤定明」を指定するにあたり、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から「指定管理者制度になると議会が直接関与できなくなるので、チェック機能はどのように考えているのか伺う。」という質疑に対して、「指定した団体から、市長に事業報告、事業方針、決算等の報告を受け、必要があれば指示できるので、心配することはないと考えています。また、市議会には、要望があれば開示できると考えています。」という答弁がありました。

次に、「指定管理者が施設を撤退した場合、個人情報保護については、どのような取り扱われるのか。」という質疑に対して、「社会福祉施設として定めているほか、個人情報保護条例、また、個人情報取り扱い特記事項の対象となりますので、指定管理中、また、指定管理終了後においても厳守するよう協定を結びます。」という答弁がありました。

次に、「指定管理者決定の過程を伺う。」という質疑に対して、「23年の8月に指定管理者の募集を行い、9月13日に副市長はじめ12名で構成される指定管理者選定委員会で協議しました。その結果、23年10月3日に指定管理者と基本協定を締結し、今回の指定管理の議案提出となりました。」という答弁がありました。

次に、「指定管理者にした場合のメリット、デメリットを伺う。」という質疑に対して、「障がい者の支援事業所は、職員の専門性が高く、また、いろいろ実務経験が必要とされておりますので、メリットとしては、その民間の優れた経営、技術により、サービスの向上等を図ることが可能と考えています。デメリットはないと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「主に精神障がい者を対象とした就労支援事業所の設置は大変歓迎できます。しかし、福祉施設の管理運営は本来自治体が責任を持つべきものです。民間の指定管理者に委託することで、福祉施設本来の役割を果たすことができるのか危惧されます。指定事業者は毎年事業報告書を市長に提出する義務を負っていますが、議会にまで義務付けていないため、意識的なチェックが必要ですが、それができるのか疑問です。2点目に事業者は使用料を決め、その料金の範囲内で、また、市からの管理委託料の範囲内で、本来、管理運営をします。事業者としての利益を生み出そうとすれば、人件費など何らかの努力が必要となり、その結果、利用者に不便や負担をもたらす可能性があります。3点目に目的に合致しない場合は、指定を取り消すことになっていますが、施設を安定的に管理運営し、市民がいつまでも安心して使えるという点から見れば、指定業者がころころ変わるかもしれないという不安があります。4点目に個人情報保護条例での縛りではありますが、利用者の個人情報を行政ではなく特定の事業者が把握することになり、不安な点があります。しかし、市がきちんと報告を求め、必要ならば議会にも資料を提出するという答弁がありました。利用者の利益になる対応を強く求めます。以上述べましたように指定管理者制度には、このような問題点があります。障害者運動の団体など、民間のノウハウを活かした方がよいものについては、指定管理者制度の導入の余地はありますけれども、事業として進出する指定管理者制度には以上の立場から反対です。」とありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、平成23年度八街市一般会計補正予算中歳出2款総務費のうち3項、3款民生費、4款衛生費のうち1項1目から4目、9款教育費、10款災害復旧費、第2表繰越明許費補正のうち1追加9款教育費、第3表債務負担行為補正のうち1追加「保育所職員細菌検査業務」「朝陽保育園自家用電気工作物保安管理業務」「小・中学校自家用電気工作物保安管理業務」「交通安全対策用消耗品購入」「中央公民館・図書館自家用電気工作物保安管理業務」「中央公民館清掃業務」「中央公民館夜間管理業務」「図書館清掃業務」「市営グラウンド自家用電気工作物保安管理業務」「スポーツプラザ自家用電気工作物保安管理業務」「スポーツプラザ体育館清掃業務」「スポーツプラザ浄化槽維持管理業務」についてです。

審査の過程において、委員から、歳出3款について、「生活保護率の推移を伺う。」という質疑に対して、「平成20年度末では7.81パーミル。21年度末は9.33パーミル。22年度末は11.44パーミル。23年11月末では12.35パーミルになります。」

という答弁がありました。

次に、「生活保護費扶助では、当市の高齢者世帯等の扶助給付世帯の割合を伺う。」という質疑に対して、「平成23年11月末で、高齢者世帯は273世帯、42.9パーセント、傷病世帯は209世帯、32.8パーセント、障がいの世帯54世帯、8.5パーセント、母子世帯40世帯、6.3パーセント、その他61世帯、9.6パーセントです。」という答弁がありました。

次に、「障害者福祉諸費の調査員謝礼の内容を伺う。」という質疑に対して、「5年前に障がい者に関する実態調査として、身体障がい者等の実態調査及び知的障がい者などに対しての基礎調査を実施していました。今回の調査は、制度の谷間がない、新たな福祉法の制定を検討するにあたり、基礎資料を得るため、在宅の障がい者、障がい児のほか、長引く病気やけが、また、寝たきり等、手帳をお持ちでない方等も含めた調査です。実施機関は、厚生労働省の方になり、当市では、文違、4区、泉台の3カ所の実施で、調査員は3名の方でした。」という答弁がありました。

次に、「医療扶助を受ける方々の受診歴等は把握しているのか。」という質疑に対して、「窓口相談において確認作業を行っています。」という答弁がありました。

次に、「こども手当システム改修業務は、市の負担になるのか伺う。」という質疑に対して、「全額、県のこども安心基金から支払われます。」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「保健衛生総務費では、育児休業3名の人員補充はされているのか。」という質疑に対して、「各種事業時には、臨時職員を雇い、問題は生じていません。」という答弁がありました。

次に、歳出9款では、「中央公民館大会議室耐震工事の内容を伺う。」という質疑に対して、「耐震診断した結果、ステージ裏側の強度が足りないとのことでしたので、この部分を直す工事になります。そのほかの場所では、危険性は低いですが、衝撃に対して転倒等の可能性がある場所が何カ所かありますので、これについては25年度以降に工事を行う予定です。」という答弁がありました。

次に、「公民館大会議室耐震補強工事設計業務費用が工事に対して比率が高いのではないか。」という質疑に対して、「通常の新築の実施設計ではなく、耐震補強設計ですので割合は高くなってしまいます。」という答弁がありました。

次に、「特別支援教育支援員は、どこに配置したのか。」という質疑に対して「6月から配置した支援員1名は、現在、朝陽小学校の2年生に配置しました。」という答弁がありました。

次に、歳出10款では、「中央公民館大会議室天井修繕工事の入札落札額の差金と今回補正額との差は積算時の差なのか伺う。」という質疑に対して、「そのとおりです。」という答弁がありました。

次に、第3表では、「平成23年度図書館清掃業務はどのように入札が行われたのか。」という質疑に対して、「6者による指名競争入札を行い、前年度と同じ業者が落札していま

+

す。」という答弁がありました。

次に、「中央公民館夜間管理業務内容を伺う。」という質疑に対して、「午後5時15分から9時15分までの受付業務と戸締まりの業務になります。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「全体的に賛成ではありますが、ただ職員の給料の削減は決してよいことにはならない、地域経済活性化にならない、また公務員の給料削減が、民間にも影響を及ぼし、お互いに経済活性化につながりません。このことによって反対します。」とありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「一般被保険者療養給付費は、毎年保険給付費が増えているが、大きく割合を占めている疾病は何か伺う。」という質疑に対して「千葉県のデータになりますが、循環器系の疾患や消化器系のがんなどが、かなりの割合を占めています。ここ数年の状況は、60歳以上の方の国保加入割合が増えており、高血圧、糖尿病について年々増えてきています。また、歯科診療については、毎年かなりの割合で支出している状況です。」という答弁がありました。

次に、「病床転換支援金の内容を伺う。」という質疑に対して「医療療養病床また、介護療養病床の病床を老人福祉施設、老人保健施設、ケアハウス、老人ホーム等に転換させる事業の助成をするため、各市町村からの支援金になります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号は、平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「介護サービス等諸費の増額は、サービス量が増えたとのことですが、どのような項目が増えたのか伺う。」という質疑に対して、「主に、訪問介護件数がかなり増えています。そのほかには、住宅改修や福祉用具の購入などになります。」という答弁がありました。

次に、「介護給付費準備基金積立金は、平成23年度末にどのぐらいになるのか。」という質疑に対して「現状では、ありません。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「学校給食配送業務は、なぜ、随意契約で同一業者なのか伺う。」という質疑に対して、「平成14年度から伊藤運送が、この契約の履行にあたって、車両を購入し、学校給食センターの仕様に合わせて改造したもので、車の所有が伊藤運送になっています。現在、その伊藤運送が所有している車両の状態が非常によいため、新規車両を購入して、その減価償却費を計上した契約をするよりも、現在の車両をそのまま使用した方が安価に委託できるので、継続的に随意契約しているものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

請願第23-4号は、学校図書館の充実を求める請願についてです。

審査の過程において、委員から「学校図書館費の増額、古い図書の入れ替え、司書の配置するなど学校教育にとって必要なことと思います。」という意見がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「請願書にあるとおり、学校図書館は、学びや豊かな情感を育む上で重要な場所であると認識はしております。適切な蔵書数を確保することはもちろん、学校図書館の望ましい運営にあたり、図書館司書を全校配置できるようにすることも重要な取り組みであります。一方で教育施策実現のためには、各種事業を適切な順序で推進していく必要があります。そういった意味では、早急に学校図書館費を大幅に増額すること。また、学校図書館図書標準を満たすよう早急な財政措置は現状では困難であると考えます。また、図書館司書の配置では、これまでに緊急雇用創出事業を活用し、非常勤の図書館司書が配置されました。正規雇用ですべての学校に図書館司書を配置できるようにすべきではありませんが、厳しい財政状況のもと、現在は困難であります。そこで、これまでも行われてまいりました人的配置の工夫、図書館ボランティアとの連携などにより、対応を継続していくことが妥当と考えます。よって請願第23-4号、学校図書館の充実を求める請願について反対いたします。」

次に、賛成討論が次のとおりありました。

「文部科学省は、平成5年3月29日付で、「学校図書館の図書標準の設定について」という通知を各都道府県教育長あてに出しました。その内容は、「学校図書館は、児童・生徒の知的活動を推進し、人間形成や情操を養う上で重要な役割を担っている。多くの情報の中から児童・生徒が自ら必要な情報を収集・選択し、活用する能力が求められる一方、児童・生徒の読書離れが指摘される。小中学校図書館の役割は一層大きくなっている。学校図書館の充実を図り、教育課程の展開に寄与し、児童・生徒の健全な教養を育成するために、「学校図書館図書標準」を設定したもので、図書の整備を図ってもらうために財政措置をする。」というもので、児童・生徒の成長にとって、学校図書館が大きな役割を担っていると強調しています。文部科学省はさらに平成19年度から23年度を図書充実の期間と定め、図書の充実を各自治体に求めています。しかし、八街市において、文部科学省の基準を達成しているのは小学校2校、中学校1校にとどまっており、十分とは言えません。すべての小中学校で基準を満たす財政措置が必要です。2点目に、学校図書館の本の中には、題名が消えていて読めない本もあります。題名を書いて補修したものもありますが、手が足りず放置されたままの本もあります。古くなった本を速やかに修繕・入れ替えをすべきです。3点目に、学校図書館への司書の配置も重視すべきです。現在、1人の司書が非常勤職員として2校を担当しており、司書が在校するのは週2、3回と十分ではありませんが、それでも司書が配置されたことにより、「学校図書館の環境整備ができた」「児童・生徒の読書への関心の高まりが見られた」と全教による調査に教育委員会が答えています。児童・生徒の成長を図るという学校図書館の本来の役割を果たすために専任・正規の司書の配置を各小中学校に

+

求めます。先ほどこの請願内容については、概ね賛成であるが、現状では財政が困難な中で努力していると。ボランティアの力などを借りて実施していくべきではないか。教育環境、また、その教育内容の実施については、順序があるという反対討論がありました。確かに、私もさまざまな順序はあると思います。しかし、学校図書館というのが、どれだけ子どもの心また、知的成長に大きな影響を与えるかと考えたならば、やはりこれは、優先をしていくべきだと思います。教育全般を八街市では、最優先していかなければならない。その中の一環として、この学校図書館を充実させなければならぬと思います。よって、学校図書館の充実を求める請願に賛成します。」

採決の結果、賛成少数のもと、不採択と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞご常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

会議中ではありますが、ここで、10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時10分)

+

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、川上雄次経済建設常任委員長。

○川上雄次君

それでは、経済建設常任委員会に付託されました、案件5件につきまして、去る12月15日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容についてご報告申し上げます。

議案第5号は、市道路線の変更についてです。

これは、市道西林12号線について、現在の認定区間は、県道神門八街線の接続部分を起点としていますが、県道の起点部分から一定区間にわたり道路としての形態がないため、現況に合わせて起点を変更するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号は、市道路線の認定についてです。

これは、市道夕日丘51号線他3路線について、開発行為により帰属された道路を新たに市道として認定するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号は、平成23年度八街市一般会計補正予算中歳出4款衛生費のうち1項5目か

ら6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表繰越明許費補正のうち1追加7款土木費、2変更7款土木費、第3表債務負担行為補正のうち1追加「焼却施設及び最終処分場汚水処理施設用薬品購入」「クリーンセンター自家用電気工作物保安管理業務」「焼却施設ボイラー等保守点検整備業務」「八街駅自由通路施設清掃業務」「交進団地家庭雑排水共同処理施設維持管理業務」、2変更「東日本大震災等避難者支援に係る民間賃貸住宅の賃借」についてです。

審査の過程において委員から、4款衛生費について、「清掃費の焼却の問題ですが、今日の広報紙によると草木などは、できるだけ搬入しないでほしいとのことだが、搬入自粛についてどのように考えているのか伺う。」という質疑に対して「広報紙に草木等の搬入は自粛と明記しているところですが、現在草木等が搬入されているのが実情です。これらは通常であれば焼却するのですが、現在は、処分場に一時仮置きという形をとっています。太い木なども仮置きしてありますが、いずれ破砕機等にかけて焼却する予定です。焼却飛灰の放射線が下がっているところなので、その辺をご協力していただきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、歳出5款農林水産業費について、「農産物地域ブランド化推進事業の進展状況。また、価格補償について伺う。」という質疑に対して「平成24年度については、この麦の収穫が6月中旬になりますので、夏休み明けにはパンの全量についてユメシホウを使っていく予定です。八街市の学校給食パン用として使う小麦の量は12トン。面積としては、約5ヘクタールとなっています。平成23年度から畑作の農業所得補償制度が始まり、パン用の小麦を作付けた場合は、60キログラム当たり2千550円の加算が付くので、現在作付けている農林61号に比べて有利に販売できると考えています。」という答弁がありました。

次に、歳出7款土木費について「道路橋りょう総務費と街路事業費の一般職職員人件費にかかる人数を伺う。」という質疑に対して「道路橋りょう総務費は11人分で、街路事業費は5人分になります。」という答弁がありました。

第3表債務負担行為補正では、「焼却施設及び最終処分場汚水処理施設用薬品購入について、債務負担行為が必要になる理由を伺う。」という質疑に対して「今年度は、東日本大震災の関係で薬品の購入を半年で分けて契約をしていましたが、平成24年度の購入については、まだ震災の影響が出ている可能性があります。主に消石灰、活性炭等の量が多いので、平成24年4月1日の契約にしようとするものです。」という答弁がありました。

次に、「八街駅自由通路施設清掃業務は、八街駅のホームが見えるガラスも業務内容にあるのか。」という質疑に対して「年1回分計上しています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「1点目は、一般会計は4款、5款、6款、7款、それぞれ鋭意努力されていますが、職員の給与の改定が入っています。議案第1号で、論議されていないにもかかわらず、給与削減が既に一般会計の補正に盛り込まれていることが、今回の補正予算作成はおかしいのではないかと。2点目は、職員の給与が削減されて大変な状況のもとで、これから、さらに大変な

世の中になるのに、削減されているということについて反対します。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

次に、議案第11号は、平成23年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。反対討論が次のとおりありました。

「職員給与の削減が問題です。債務負担行為補正については、何ら問題はないと思いますが、職員給与の削減が主なものであることから反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第12号は、平成23年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「漏水修理がかなり増えたということだが、漏水に対しては、もっと敏感にならないといけないし、有収率も上げるよう鋭意努力していかなければならないと思うが、どのくらい漏水修理が増えたのか。」という質疑に対して「今回補正をお願いする理由として、当初予算額で約3千200万円お願いしたところですが、今回約500万円ということで、前年よりは減じているところですが、数値については、去年240件、本年度は、現時点で150件程になり、減っています。有収率については、22年度の有収率は78パーセントでしたが、本年度は、若干改善される方向に動いています。これについては、以前から漏水調査を実施したこと、並びに毎年漏水の頻度の多い国道等老朽管の更新工事を実施したことと考えると、引き続き効率のよい漏水工事をしていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「水道事業収益については、現況でいくと他会計繰入金で成り立っているところだが、当分水道料金の値上げはしない考えか。」という質疑に対して「現時点では、水道料金値上げについては考えていません。平成16年に約16パーセントの水道料金の値上げして、当時約5億円未処理欠損金がありましたが、平成22年度に解消できました。今回、約12億円投じての更新工事を行っているので、今後起債の償還などありますが、現時点では水道料金の値上げは行わず、上水道利用者の皆様方に引き続き安定供給できるよう努力していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「一般職職員給与の減以外の補正、並びに債務負担行為補正については、何ら問題ないと思いますが、一般職職員給与改定による減があることから反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は、委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

○丸山わき子君

文教福祉常任委員長の報告を聞きまして、特に請願第23-4号、これにつきましては、委員長報告、わずか3分程度の内容でございました。その委員会の中での論議の様子は、1件意見が出されたという報告内容でございましたが、実際には、どのような状況下だったのか、お伺いしたいと思います。

○山口孝弘君

ただいまの内容ですが、請願の内容、大変わかりやすい内容であったため、各委員、調査を行い、そして調査を行った結果、反対討論、そして賛成討論が出たと思っております。なので、しっかりとした審議が行われたと認識しております。

○丸山わき子君

それぞれが調査してきたのは当たり前なことなんですけれども、しかしながら、この委員会の中には、付託されている中では、きちんと委員の皆さんの意見が出されていないと。ましてや紹介議員となった議員が呼ばれて、きちんと質疑されているわけではなし、また、請願者を呼んで状況を聞くということもされておられません。

それから、八街市の実態調査、実際に各学校の図書館の状況を把握する。そういうこともされていないようです。そういう点では、大変この請願の取り扱いが軽率な取り扱いをしているんじゃないかということで、私、この報告を聞きながら大変こういったやり方ではまずいのではないかというふうに思うわけです。

今後は、こういった請願のあり方につきましては、各委員会がきちんと調査するためにも紹介議員を呼ぶ、あるいは請願者を呼ぶ、そういった形できちんと対応をする。また、現地に調査に行く。こういうことも必要ではなかろうかと思えます。特に今回のこの問題は、次代を担う子どもたちにとって、教育環境をいかに整えるのか。これは、市の責務であります。早期にこれは実施していかなければならない。ましてや国の方では財政措置をしているのにも関わらず、八街市の図書環境というのは大変悪い状況になっているわけですね。そういった点では、もっと突っ込んだ論議がされなければならない、このように思うわけであります。

付託されているわけですから、きちんともっと責任を持った対応をすべきである、このように私は申し上げたいと、このように思います。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鯨井眞佐子君)

質疑なしと認めます。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

○桜田秀雄君

1点だけお伺いをいたします。

先ほどの委員長報告の中にはありませんでしたけれども、焼却灰の仮設置き場、これが今回の予算に計上されております。昨日、現場を見させてもらったんですが、既に基礎工事に着工されています。議決前に本予算を先取りしての着工というのはいり得ないと思うんですが、どのような形でやったのか。その辺のやりとりというものは委員会の中であったのでしょうか。

○議長(鯨井眞佐子君)

桜田議員に申し上げます。委員長報告に対する質疑は、委員会における審査の経過と結果に対するものに限られておりますので、ご了承願います。

○桜田秀雄君

委員会の報告は、大まかなことについてご報告をされたわけでございまして、今、私が言った内容について議論があったのか、なかったのかという質問ですから、当然これはお答えできる問題だろうと思います。

○川上雄次君

当委員会の衛生費について、担当課より詳細な説明があり、委員各位から、その説明の中で特に疑問点についての質疑・応答はありましたが、今、桜田議員が指摘されたことに際しての質疑・応答はありません。

○議長(鯨井眞佐子君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鯨井眞佐子君)

質疑なしと認めます。

これで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

議案第2号から議案第12号並びに請願第23-4号の討論通告受け付けのため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。

しばらく休憩します。

(休憩 午後 2時30分)

(再開 午後 2時50分)

○議長(鯨井眞佐子君)

それでは、再開いたします。

これから、討論を行います。

議案第3号、請願第23-4号に対し、右山正美議員から。議案第7号、10号、11号、12号に対し、丸山わき子議員から。議案第3号に対し、木村利晴議員から。議案第7号に対し、林修三議員から。請願第23-4号に対し、服部雅恵議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、右山正美議員の議案第3号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

私は、議案第3号、指定管理者の指定について反対をするものであります。

就労支援事業の設置は大変歓迎するものであります。しかし、福祉や教育など、住民の日常生活に深く関わる施設に営利を目的とする指定管理者の参入は住民サービスの低下をもたらす可能性があり、福祉施設の管理運営は自治体が責任を持つべきです。

指定事業者は、指定された管理者が行政にかかわって多くの権限を有することになり、利用許可、利用料金などを決めることができます。

また、事業報告を市長に提出する義務はあるものの、議会のチェック、住民の監査請求は情報開示もできなくなるため、事業者任せということになりかねません。事業所の管理運営について、事業者を法的に給付費のほかに利用者に支払いを求めることになっており、利用者にとって不便や負担をもたらす可能性があります。

次に、個人情報保護についても、特定の指定管理者が把握することで、個々の個人情報が守られるのか、不安な点があります。目的に合わない場合は、指定を取り消すということになっていますが、業者からすれば、不安なしに、そして長期に働けるという安心感が必要であり、そのためにも自治体が責任を負うことが必要になってきます。

よって、議案第3号に反対をするものであります。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、木村利晴議員の議案第3号に対する賛成討論を許します。

○木村利晴君

私は、議案第3号、指定管理者の指定について、賛成の立場から討論させていただきます。

本議案は指定管理者制度を問うものではなく、指定管理者の指定を問うものであります。障害者就労支援事業所の指定管理については、八街市、公の施設に関わる指定管理者の指定の手續に関する条例等にのっとり、適切に進められており、また、指定管理者応募団体の事業計画書をもとにヒアリングやプレゼンテーションなどを行い審査し、障がい者の就労支援事業に対し、豊富なノウハウや実績のある社会福祉法人を指定しております。

また、指定期間についても、障がい者の福祉施設であることから、利用者等との信頼関係の構築が重要であることを考慮し、設定されております。

よって、民間法人の専門的な技術、人材を活用したサービスの向上と効率的で安定した管理運営が見込まれるものであり、また、これらの理由から指定管理者の指定について賛成するものであります。

障がい者の就職に向けた支援、指導等、多くの実績のある社会福祉法人光明会理事長、小澤定明氏は指定管理者に適任であると推測いたします。

よって、私は、議案第3号、指定管理者の指定について、八街市障害者就労支援事業所の指定管理者に社会福祉法人光明会理事長、小澤定明氏を指定することに賛成するものであります。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、丸山わき子議員の議案第7号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第7号、平成23年度一般会計補正予算に反対するものであります。

この補正予算では、県の農産物地域ブランド化推進補助金により、学校給食のパンに八街の小麦粉を導入しようという、新しい取り組みの予算が確保され、地産地消と八街の産業振興、地域経済活性化への意気込みが伺えるものであり、評価するものであります。

しかし、一方では、県人事院勧告による官民格差を理由にした職員の給与の削減が計上されており、到底容認できません。今回の削減対象は40代、50代であり、職員の約4割が削減の対象となっています。その影響額は460万円ですが、22年度には期末勤勉手当が0.2パーセント、総額9千400万円もの減となっており、さらには管理職手当は20パーセントもの削減がされています。今これ以上、公務員の給与削減はやるべきではなく、市長の給与をはじめとする三役の見直しこそ、まず、やるべきではないでしょうか。

2点目には、施設管理・清掃・警備17件、賃借・保守4件、合計22件の2億4千600万円の債務負担行為の補正についてです。

予算編成にあたっては、節減合理化の方針とともに、市民には滞納への徴収強化をする一方で、委託業務は業者言いなりの積算のもとに入札が行われてきました。その結果、オーエンスが庁舎の清掃業務を平成11年から、また、平成15年から中央公民館、図書館、老人福祉センター、スポーツプラザを独占、駅自由通路はNTTファシリティーズが6年目の委託となっており、このような異常な落札状況に何ら疑問を持たないという市長の答弁がありました。いつまでも放置すべきではありません。入札制度への厳しい姿勢が求められています。厳しい市財政であるなら、徹底した入札の競争性、公平性、透明性を追求すべきであります。市は独自の積算要項を作り、24年度から財源確保への積極的な取り組みを求めるものであります。

以上の立場から反対するものであります。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、林修三議員の議案第7号に対する賛成討論を許します。

○林 修三君

それでは、議案第7号、平成23年度八街市一般会計補正予算中、当委員会に付託された案件についてを含めての賛成の立場から討論いたします。

歳入において、景気が悪化する中で、3億7千114万8千円の補正予算を計上していた

だき、八街市の活性化のために努力いただいております。平成23年度予算進捗上、大変にありがたいことでございます。

また、歳出面でも、当委員会に限っては、消防費について、水道事業会計に対する消火栓維持管理負担金を計上していただきました。これは、市民生活の安全・安心に光をもたらすものでございます。厳しい社会情勢の中、市民生活に密接する喫緊の行政需要に対応していくために必要な財源を確保するために、努力していただいている点と効率的な歳出への運用等が見られることから、本補正予算に賛成するものでございます。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、丸山わき子議員の議案第10号、11号、12号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第10号、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算、議案第11号、下水道事業特別会計補正予算、議案第12号、水道事業会計補正予算について反対するものであります。

まず、議案第10号の学校給食センター事業特別会計補正予算であります。この補正予算は人事院勧告による給与改定により、職員給与の引き下げを計上したものであり、反対するものであります。

人事院勧告の内容は、4月から11月までの給与改定相当額について、12月の期末手当で調整を図るとし、職員給与月額とボーナスを合わせた平均給与のマイナス勧告を受けたものですが、これは3年連続の引き下げとなるもので、年収1万4千円が新たに減額となるものです。しかも、民間労働者の賃金が低いから公務員給与を均衡させるためとした理由で、公務員賃金の引き下げをするということを論拠にしていますが、むしろ民間労働者に大きな影響を与えます。

今年の春闘の最終回答は、国民春闘共闘による発表で5千610円、1.87パーセントアップ、日本経団連発表によると、中小企業で4千259円、1.64パーセントアップとなっており、昨年比で見ても、ほぼ同様の引き上げとなっています。県人事院勧告による今回のマイナス勧告や期末勤勉手当の据え置きをする論拠は全く見当たりません。働く人たちの切実な声は、春闘や夏季一時金要求で掲げているように、賃金の底上げであり、それを行うことは内需拡大に向けての重要な課題であり、一層の努力を地方自治体が率先して進めることこそ必要です。

県の勧告だからやむを得ないと実施することは、市内中高年の賃金と雇用条件を大きく引き下げる状況を作り出すことになり、市当局の今回の措置は到底認められません。

引き続きまして、議案第11号の下水道事業特別会計補正予算についてであります。

この補正予算も人事院勧告による職員給与の引き下げを計上したものであり、反対するものであります。

課職員所得は低迷し、地域経済の冷え込みが深まり、異常な円高で中小企業は苦しんでいるもとので、公務員の賃金を引き下げ、削減することは地域経済がますます疲弊し、税収の落

ち込みを促進させるばかりです。

今回の勧告を受けての削減は、50歳台の職員を中心に40歳以上の中堅職員を対象とした引き下げで、広範囲に及ぶものであり、まさしく経験豊富なベテラン職員の生活実態が無視され、著しく利益を損なうというだけでなく、将来にわたっての人生設計もゆがめるもので、中高年層全体に大きな影響を及ぼすものです。市当局の人事院の言いなりとなった削減は到底認めることはできません。

続きまして、議案第12号の水道事業会計補正予算につきましても、これも人事院勧告による職員給与の引き下げを計上したものであり、反対するものであります。

公務員労働者に求められているのは、東日本大震災と福島原発事故の教訓を活かし、公務員サービスの拡充を求める住民の願いに応えられる自治体づくりを進めること。また、いざというときには、知識と経験を発揮し、住民を守る先頭に立つことです。そのためには、何よりも職員が意欲を持って、安心して働き続けられる賃金、労働条件の改善に取り組むことが必要であります。

以上の立場から反対するものであります。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、服部雅恵議員の請願第23-4号に対する反対討論を許します。

○服部雅恵君

請願第23-4号、学校図書館の充実を求める請願について、反対の立場から討論をさせていただきます。

請願書にあるとおり、学校図書館は、学びや豊かな情感を育む上で重要な場所であると認識しております。適切な蔵書数を確保することはもちろん、学校図書館の望ましい運営にあたり、図書館司書を全校配置できるようにすることも重要な取り組みであります。

一方で教育施策実現のためには、各種事業を適切な順序で推進していく必要があります。そういった意味では、早急に学校図書館費を大幅に増額すること。また、学校図書館図書標準を満たすよう早急な財政措置は現状では困難であると考えます。

また、図書館司書の配置では、これまでに緊急雇用創出事業を活用し、非常勤の図書館司書が配置されました。正規雇用で、すべての学校に図書館司書を配置できるようにすべきではありますが、厳しい財政状況のもと、現在は困難であります。

そこで、これまでも行われてまいりました人的措置の工夫、図書館ボランティアとの連携などにより、対応を継続していくことが妥当と考えます。よって請願第23-4号、学校図書館の充実を求める請願について反対いたします。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、右山正美議員の請願第23-4号に対する賛成討論を許します。

○右山正美君

私は、請願第23-4号、学校図書の充実を求める請願に対して、賛成討論をするものであります。

先ほど、丸山議員が委員長に尋ねられました。委員長報告では全く議論がされていないということでもあります。普通、請願というのは、大体住民が議会に訴える唯一の手段であるというわけでもあります。普通、こういう場合は継続審査をして、そして調査を継続していく、このことが一番妥当であると考えられるわけでもあります。十分その辺のところを認識していただきたいというふうに思いますが、ただいま反対討論がありました。図書館は重要な場所であるということや、図書館司書を全校に配置することも重要な取り組みだと認識しているということでもあります。そういうことであれば、財源確保を求めていくのが議員としての役割であります。

ブックスタートにあたっては、読書の必要性を説いていますが、まさしく専門的知識を持った学校司書がいれば、本の世界を存分に味わえ、幅広い物事の見方、考え方を身に付け、豊かな社会生活の実現にもつながっていくわけでもあります。

文部科学省は、児童・生徒の健全な教養を育成するために、学校図書館の図書標準の設定、図書の整備を図る上で財源措置をするとしてきました。しかし、八街市の実態は、文部科学省の基準に達しているのは、わずか小学校で2校、中学校で1校にとどまっており、児童・生徒の読書離れが指摘される中で、改善されていないわけでもあります。

また、学校図書の速やかな修繕、入れ替えも早急な対応が求められるわけでもあります。多くの学校で多忙な職務の合間に先生が、図書館の整備を行ったり、保護者やボランティアの方々に整備をお願いしていますが、継続的、専門的な視野での読書環境の充実、整備がされていないのが実情であります。

学校図書館を充実させることは、教育行政に課せられた課題であります。小中学校の学校司書は、学校図書館の本来の役割を果たすために不可欠であり、児童・生徒の将来の成長を図るものであります。

すべての市立小中学校で、学校図書館図書標準を早急に財政措置を講じること。すべての小中学校に正規の専門職である学校司書を配置することを求めて、この請願に対して賛成をするものであります。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第2号、八街市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第2号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第3号、指定管理者の指定についてを採決します。
この議案に対する委員長報告は可決です。
この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第3号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第4号、字の区域及び名称の変更についてを採決します。
この議案に対する委員長報告は可決です。
この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第4号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第5号、市道路線の変更についてを採決します。
この議案に対する委員長報告は可決です。
この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
(起立全員)

+

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第5号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第6号、市道路線の認定についてを採決します。
この議案に対する委員長報告は可決です。
この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
(起立全員)

+

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第6号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第7号、平成23年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。
この議案に対する委員長報告は可決です。
この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第7号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第8号、平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。
この議案に対する委員長報告は可決です。
この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成23年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成23年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第23-4号、学校図書館の充実を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

この請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（鯨井眞佐子君）

起立少数です。請願第23-4号は、不採択と決定しました。

ここで、高橋副市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○副市長（高橋一夫君）

+

議長のお許しをいただきまして、一言お礼の言葉を申し上げます。

私は、議会のご承認をいただき、平成20年1月から4年間、副市長として長谷川前市長と北村市長の補佐役を仰せつかりましたが、今月の31日をもちまして、退任することとなりました。この間、市長のもとで、本市の発展と福祉の向上を目指し、市政の一翼を担わせていただいたわけですが、顧みますと至らぬ点もございましたが、おかげさまで、無事その大役を全うすることができました。これは、ひとえに議員の皆様方の深いご理解とご支援の賜物であり、ここに改めまして心よりお礼と感謝を申し上げます。

これからは、一市民として、自分のできることから地域のために、いささかなりとも尽力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

結びに、議員の皆様のみずみずのご活躍とご健勝を祈念申し上げ、甚だ簡単ではございますが、お礼のあいさつにかえさせていただきます。

4年間、本当にお世話になり、ありがとうございました。

(拍手)

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、北村市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（北村新司君）

ただいま高橋副市長から退任にあたってのごあいさつがございました。高橋副市長におかれましては、平成20年1月1日に本市の副市長として着任されましたが、今月31日をもちまして、4年間の任期を閉じられようとしております。

この4年間、警察行政で培われました経験をもとに、本市行政のさまざまな分野の改革にご尽力いただきました。特に、八街幹部交番の移転と駅前交番の開設には、特段のご尽力をいただきました。この八街幹部交番の移転と駅前交番の開設は、このように早く実現できましたのも、高橋副市長のお力と深く感謝しております。

また、市税等徴収対策本部の本部長として、対策本部設立当初から国保税を含む市税徴収の向上に努められ、国保税につきましては、現時点における試算でございますが、長年の目標でございました徴収率80パーセントを上回ることが、ただし現年度課税分でございますけれども、見込まれております。このような結果を得ることができましたのも、高橋副市長のご人徳と行動力の賜物と本当にこの4年間に対し、この努力に対し、改めまして敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

今後は何よりも健康に留意され、これまで以上に充実した日々を過ごされますよう、ご祈念申し上げますとともに、これからも八街市に対しまして、引き続き変わらぬご指導を賜りますよう、切にお願い申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

なお、高橋副市長の後任につきましては、現在、職員派遣につきまして、千葉県と協議を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思いますと思っております。

高橋副市長におかれましては、本当にご苦労さまでございました。

○議長（鯨井眞佐子君）

高橋副市長におかれましては、平成20年より市長の補佐役として、また、市税等徴収対策本部長として、税の収納率向上に向けた施策の取り組みや駅前交番の早期設置など、市民が安心して暮らせる街づくりの推進のためにご尽力いただきましたことに対し、議会を代表して、ここに改めて敬意を表する次第であります。

今後は健康に留意され、職を離れましても、本市の発展のために末永くお力添えいただきますようお願い申し上げます。

長い間、本当にお疲れさまでございました。

本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

平成23年12月第5回八街市議会定例会を閉会いたします。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、すべての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしました。閉会のごあいさつといたします。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

ご苦勞さまでした。

(閉会 午後 3時22分)

+

○本日の会議に付した事件

1. 閉会中の継続審査の件

議案第7号から議案第14号

委員長報告、質疑、討論、採決

2. 議案第2号から議案第12号

請願第23-4号

委員長報告、質疑、討論、採決

.....
(9月定例会継続審査)

議案第7号 平成22年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第8号 平成22年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第9号 平成22年度八街市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 平成22年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 平成22年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第14号 平成22年度八街市水道事業会計決算の認定について

(12月定例会)

議案第2号 八街市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例の制定について

議案第3号 指定管理者の指定について

議案第4号 字の区域及び名称の変更について

議案第5号 市道路線の変更について

議案第6号 市道路線の認定について

議案第7号 平成23年度八街市一般会計補正予算について

議案第8号 平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第9号 平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第10号 平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成23年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成23年度八街市水道事業会計補正予算について

請願第23-4号 学校図書館の充実を求める請願

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 鯨 井 眞 佐 子

八街市議会議員 小 山 栄 治

八街市議会議員 木 村 利 晴

+